

条例文素案のたたき台（第6回市民会議終了時）

H16.1.16

前 文

【たたき台文案】

わたしたちの熊本市は、美しく清らかな水、そして森の都とよばれる緑豊かな自然に恵まれ、また、やがて築城400年を迎える熊本城などの歴史遺産を有し、九州の中心にあって、政治・経済・教育・観光・文化などにおいて重要な位置を占めてきた都市です。そういった環境の中で、あたたかい熊本市民の人間性によってこれまで、まちをつくってきました。わたしたち市民と自治体である熊本市は、この美しい古里を守り、育てていこうと思っています。

しかしながら、少子高齢化問題、様々な環境問題などを始めとする今日の社会経済情勢の変革の時代において、多くの深刻な課題が山積みされています。このような問題を解決していくために、今こそ市民の力が強く必要とされており、市民が主体となって、自ら考え、自ら行動していく住民自治が強く求められているのです。

美しい古里を守り、育てるという責務を果たし、真に自立した健全な自治体となるために、地方政府としての枠組み、市民の市政への積極的な参画、市と市民との協働の仕組みの基本的事項を定めるため、この条例を制定します。

前文カードに記入された市民案	班名
熊本市は、九州の中央に位置し、天草の海、阿蘇の山、地下水と自然と人が一体となって暮らしています。また、熊本城を中心に先人が残した歴史に富んだ街でもあります。この環境に育った熊本市民は、穏健で中庸の精神を培ってきました。ここで暮らす熊本市民は、自然と熊本の風土と人の心を守り、更に住みよい文化に富んだ街に発展させるため、市民と行政が一体となった「熊本自治のまち」を創る条例を制定します。	2班
地方自治とは、本来そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任をもち決めていく「自らが考え、自ら行動する」ことが自治の基本である。 自治体としての熊本市は市民の信託にこたえ、市民との協働により、熊本市の誇りとする地下水と森の都とうたわれる美しい緑や、熊本城を中心に歴史的な文化遺産を生かした都市づくりと、自然と文化とのふれあいの中で育まれる、心の豊かで、人に優しい人づくり等きめ細かな市政を行う責務がある。 そうした責務を果たし、熊本市が真に自立した健全な地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、市民の行政への積極的な参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定め、実践することが強く求められている。 銀杏城の面影を残す水と緑と石垣、歴史の中に形成された熊本市、その素晴らしい景観中に住み暮らす市民の古里を思う心と積極果敢な住民活動と公正透明な開かれた行政との連携によって、熊本市らしい自治を築いていくことを宣言する。 そして、市民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、市民一人ひとりの人権が尊重、敬愛され、誇りを持って市政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここに、この条例を制定する。	3班

<p>蒼天に仰ぎ見る熊本城は、われわれ熊本市民のシンボルであり、心の故郷である。 先人たちの英知と情熱は、われわれに数多くの遺産とすばらしい景観を残し、街や水路の大改造により生活の基盤を築いてくれた。 また、熊本市は古来、幾多の天災や戦禍により壊滅的な被害に見舞われたが、荒廃の中から郷土再建に立ち上がり、見事に復活再生させた当時の市民達の労苦にも思いを馳せなければならない。</p> <p>雄大な阿蘇の山々に源を発する湧水は市民の飲料水となり、湖を形成し田畑を潤し、周辺の山や海と共に市民に恵みと憩いを与えてくれている。 しかしながら、科学技術の発達と都市への集中化は廃棄物やゴミの排出と大気汚染をもたらし、行き過ぎた商業活動は景観と受益者である市民の安全を損なっている。</p> <p>個々人においても過度な欲求や利便性、誤った権利意識を求めるあまり、本来人間に内在する”優しさや感謝の心”を忘れ、自己中心的思考に陥りがちになっている。</p> <p>われわれ熊本市民は、先人たちの遺産を後世に引き継ぐと共に、都市近代化の概念を見直し、自然や景観と融合し、人に優しく安全で真に快適な”癒しのある街”として特色ある地方都市を目指さなければならない。</p> <p>われわれは、次の【市民宣言】ならびに【熊本市自治基本条例】を制定する。 それらは、熊本市”普遍の理想”として市民・議会・行政・事業者・教育機関が連携し協働して実現に努力しなければならない。</p> <p>【熊本市民宣言】 思いつくままの私案 ”わたしたち熊本市民は”</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つ 〈郷土の歴史遺産・文化・伝統を大切にし未来の人達に継承します〉 一つ 〈郷土の自然を育み、清潔で美しい景観、安全で癒しのある”日本一すみやすい街づくり”に参加します〉 一つ 〈資源を大切に、環境破壊と地球の温暖化防止に努めます〉 一つ 〈ルールやマナーをまもり、日本一品格のある市民を目指します〉 一つ 〈観光や外国から訪れるお客様を親切に迎え、日本一の評価をめざします〉 一つ 〈地域の人たちと協力し、ふれあい、支え合い(愛)を大切に、子供たちの幸せを願い健全な成長を助けます〉 一つ 〈納税や負担の義務を果たし、積極的に公平、公明な市政に参加します〉 	3 班
<p>熊本市は、先人たちの労苦の成果により、自然環境に恵まれ、豊かな地下水に支えられて、生活しやすいまちなみを形成しています。市民ひとりひとりが、住みよいまちづくりについて自覚し、責任をもって行動することが自治の基本であります。</p> <p>市民が参画した条例を策定し、市民と行政が協力して夢と希望のもてる活力のあるまちづくりを目指します。まちづくりの理念を掲げ、市民が熊本らしさを育てるまちづくりに努力します。市民の人権が尊重され、自信と誇りを持って市政に参画し、「協働のまちづくり」をすすめます。 先祖が残してくれた貴重な遺産を守り、森の都、もっこす精神等の尊い生活習慣、伝統文化を後世に伝承することを目指して、この条例を制定します。</p>	3 班
<p>私たち熊本市民は、自らが暮らしを創造するものとなるために、日々の生活をかたちづくる礎となる住民自治を実践する。そして、その根幹となる住民自治条例を市民の手で作り返し、市民1人1人が住みよい生活の場を築いていくことを目指す。</p> <p>又、市民の最高の財産である、市民そのものと熊本市の貴重な水と緑を誇りとし、これを守りそだてていくものとする。</p>	3 班
<p>生き生きとした熊本市づくりを目指す。子供達が安全で自由な社会、若者が夢と希望を持てる社会、成人が充実感と満足の味わえる社会、高齢者が不安のない福祉と医療社会、豊かな自然環境をとりもどす緑の社会 これらを実現するため新しい自治条例を策定する。条例は、市政の計画、策定、実行、評価に関し、情報を公開し、住民が参加できることを基本とする。また、既存の制度の一つひとつを見直し、再検討を市民とともに挙げる。更に熊本市最高決定権を住民投票とすることによって、新しい熊本市を目指す。</p>	4 班
<p>町づくりの中で一人ひとりが思い思いで生活しては自治も成り立たない。自分の責務として受け止め、人にも迷惑を掛けない様、そして自分も安心して暮らせるような生活態度、行動を心掛けるべきである。</p>	4 班

<p>(前文に対する思い)市民の権利及び義務を重視した前文とともに執行力ある決断を行政の意欲として表記していただきたい。特別税法により賦課徴収も果敢に実行されたい。</p>	5 班
<p>私達、熊本市民は、健康的で文化的に洗練された明るい住みやすい街づくりを目指し、お互いが思いやりに満ちた生活を心掛け豊かな社会生活を作り上げることを目的とします。</p>	6 班
<p>杜の都熊本は、豊かな自然と水に恵まれた歴史ある街である。我々は、こうした財産を育み、次世代に伝えていく責務を有している。より豊かな社会の実現のためには、市民のひとりひとりの個性や意見を尊重し、自治体や議会、関連団体と協働して活動していく仕組みが定められている。</p> <p>よりよいまちづくりの実現のためには</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民、行政が共通の価値観を持つこと。 住民が積極的に参画できる環境が与えられること。 決定や運用のスピードアップ 時代の変化に柔軟に対応できる体制 情報公開 <p>以上のようなことが必要となってくる。ひとりひとりが熊本市民であることに誇りを持ち、行政に対して対等な立場で市政に参画し、理想的な社会を実現することを目標に、本条例を定めるものである。</p>	7 班
<p>熊本市は、大阿蘇の豊富な地下水と温暖な気候と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で、個性と伝統ある歴史文化を育んできた都市であり、古くは、熊本城の城下町として、また、九州の中心にあって、政治・経済・教育・観光・文化等の重要な位置を占めてきた都市でもあります。その中において、熊本市は築城400周年に向け、熊本城の復元によるまちづくりを行い、「蘇る名城くまもと市民債」を発行し、市民とともに熊本市のシンボルを築城し、市民協働での発展を期しております。地方自治の組織及び運営については、地方自治法・法律第67号に、その大綱を定めているが、地方公共団体は、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で、最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあるが、常に市民と協働の市政・姿勢を持ってその運営にあたらなければならない。この自治基本条例に基づき、市民協働による自治政策の徹底を図り、熊本市の21世紀の新しいまちづくりの為の基本理念とするため、この自治基本条例を制定します。</p>	7 班
<p>町づくりの基本は、市民自治でなければならない。市民の一人ひとりの人権が保障され、総ての市民が安心して、幸せに生活できる住みよい町は住民自治以外では生まれぬ。市民の一人ひとりが、このような意識をもって行政と協働作業でつくりあげるべきである。</p>	8 班
<p>熊本市は、加藤清正の災害対策に基づく城下町から歴史的発展のうちに拡大しつつ市街を形成してきました。阿蘇の雄大な自然から豊かな地下水とともにめぐみを受け、あたたかい市民の人間性が町づくりに関わってきた町です。また、文教都市として文化人、芸術家の往来にめぐまれた環境を保全しています。熊本市はすでに日本全体の中でも自然破壊と人口集中が進み、都市開発の独自性を急ぐ必要があります。これから熊本市は周辺の自然と文化遺産を尊重し、歴史環境を生かした環境立市として、美しい街並の活性化、景観の保護を図ります。市民の生活を支える充実した行政へ発展させるために公共性と自治を大切にして、基本条例をここに定めます。市民の一人一人が自立自助のうちに、熊本市を作るといふ自負をこめて自治基本条例の制定をここに宣言します。</p>	8 班

<p>現在熊本市には、経済の停滞、少子高齢化問題などさまざまな課題が山積している。この深刻な状況の中において、今ほど市民の力が必要とされる時代はない。</p> <p>行政の役割は、市民の力を信じ市民といっしょにこの町を立て直すことである。</p> <p>市民が活動するための自由と権利が保障されるような社会を作ること、そして、市民自らが市政に参画し、積極的に活動していくこと、それによって自己実現を図ることが町の活力源となる。</p> <p>しかし、市民の中には、子どもや高齢者など個人では自立が困難な人がいる、それらの人々をフォローしながら、すべての人に平等に機会が与えられ、均等に利益を享受できるような社会を築くことが大切である。</p> <p>熊本市民が主役として、多くの人にチャンスが与えられ、自信をもって活動し、生き生きとした暮らしをおくることができるよう市と市民が取り組むために、この条例を制定する。</p>	9 班
<p>地方自治とは、本来、地方の県、市・町・村に住み、そこで生活する住民のためにあるものであり、地域のことは住民が自ら地方自治の精神に目覚め、責任を持って決めていくことが自治の基本である。</p> <p>自治体としての熊本市は、市民の信託に応え、市民との協働により、市の資源や特徴を生かした豊かで楽しい、住みよい市政を行う責務がある。</p> <p>熊本市の財産であり資源でもある城と水と緑を大切に、そこに住み生活する市民の安全と財産を守らねばならない。</p> <p>私たち市民は、このような資源の郷・熊本らしさを大切にしながら、熊本市の市民による自治を築いていくことを宣言し、この条例を制定する。</p>	10 班
<p>(感想)</p> <p>…各人がそれぞれ思いを込めてかねてから思っておりますことを、こんな風になったらいいなあ、こうやってほしい、つまり多少なり希望を持ってまちづくりの市民会議に参加していますので、私たちの意見を行政に取り上げていただいて、即実行の段階に達していただいたら幸いです。</p> <p>そのために一生懸命、会議の中で自分の想いを打ち出しています。自分の主張を取り上げていただいたら幸いです。</p>	10 班
<p>熊本市は、九州のほぼ中央に位置し、森と水と歴史に育まれてまいりました。</p> <p>私たち市民は、この熊本市を愛し、温故知新・常に時代・地域の中核先頭に立って市民の、市民のための自治・まちづくりに協力し、その発展につとめなければなりません。</p> <p>以上の趣旨に基づき、ここに熊本市自治基本条例を定めるものです。</p>	11 班
<p>自治の基本は熊本市に住む住民が自ら責任を持って決めてゆくことである。熊本市は市民の信託にこたえ市民との協働により、住民にやさしく、暮らしやすい、心豊かで決め細やかな市政を行う責務がある。私たち市民は、熊本のみどりと清らかな水を大切に守りつつ、熊本市らしい自治を築いていくことを宣言する。誇りを持って市政に参画し、協働のまちづくりを目指して、ここにこの条例を制定する。</p>	12 班
<p>熊本市は地下水に恵まれ、緑豊かな自然環境を有し、その中で育った人情厚い人柄の市です。この環境を守り、教育の市として青少年の育成を主眼とし、市民一人ひとりが行動し責任をはたし、住み良い市にすることを目的とする。</p>	12 班
<p>熊本市は、水に恵まれた歴史豊かな町です。私たち市民はこの美しい風土や豊かな心を守り、育て「心豊かに生きられる街」をめざします。</p> <p>まちづくりは、市民が自ら考え行動することにより成り立ちます。そのためには、市の情報を共有することが基本です。</p>	12 班
<p>私たち市民は、美しい水と歴史ある街を大切にしながら、一人ひとりが自ら考え、行動することによりまちづくりに参画することが必要だと考えます。</p> <p>主権在民に基づく住民自治の進展のために、市民一人ひとりの人権が尊重され、市民一人ひとりが市政に参画し、協働する熊本市を目指し、ここにこの条例を制定します。</p>	12 班
<p>私達熊本市民は、自らを市民として自らを自覚し、他の市民、行政と協働して、自らの義務を遂行し、お互いの基本的人権を尊重するよう努力し、また、熊本が誇るべき財産である地下水、緑、歴史的環境を未来へ継承すべく努力し、より良い熊本市の有り方の実現を目指し、ここに熊本市基本自治条例を制定する。</p>	12 班

<p>地方自治の基本は熊本市に住む住民が自ら責任を持って決めていくことである。熊本市は市民の信託にこたえ市民との協働により、住民にやさしく、暮らしやすい、心豊かできめ細やかな市政を行う責務がある。熊本市が真に自立した地方自治体となっていくためには、情報を積極的に公開し、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められる。地下水に恵まれ、緑豊かな自然環境と歴史を大切にしながら、主権在民に基づく住民自治の進展のため、市民一人ひとりの人権が尊重され、熊本市が誇るべき財産である、地下水、緑、歴史的環境を未来に継承すべく努力し、より良い熊本市のあり方の実現を目指し、ここに熊本市自治基本条例を制定する。</p>	12 班
<p>私たちの住む熊本市は、阿蘇伏流水による清冽な水資源を享受して自然の風土や先人たちの手の入った歴史の中で育まれています。そこに、市民の一人ひとりが、それらを誇りにして住んでいます。このように住み・暮らすために地方自治があります。そしてその基本は、その地域の住民自らが責任を持って決めていくことです。自ら考え、行動することです。自治体の熊本市は市民との協働で、きめの細かい市政を責務としてその責めを果たし、真に自立した地方自治体を確立することが求められます。住民の行政への参画、行政と住民との協働の仕組みを自ら求める生活環境の構築で、自治の熊本市を創ることを目的として、ここに市の最高規範としての条例を制定します。</p>	13 班



1 総 則

1 目 的

【たたき台文案】

市民と市が協働して、市民の自治を基本とするより良いまちづくりを実施するために、市民の権利と義務、行政・市議会の責務、コミュニティ、参画及び協働の原則、まちづくりなどについて定めるものです。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
総則 目的	この条例は、熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに市民及び事業者の市政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。	この条例は市民、事業者、市がお互いに話し合い、良い自治体になるための自分たちの条例である。	12
総則・自治基本条例(市民協働)の尊重	本条例は、関連法令等に準拠する他、過去の類似の条例に優先して適用されるものである。	本条例の制定以後は、過去に定められた条例等より上位のものとして位置付けるものとします。	7
総則(条例の目的)	本条例は、市民及び行政の権利とその責務を明確にし、市民の自治を基本とするより良いまちづくりの実施のために定めるものである。	本条例の基本スタンスは、市民の自治であると考えます。我々市民が自己責任のもとに、自ら主体的に好ましいまちづくりに参画します。行政は、そのための環境づくりとサービス向上に努力する必要があります。	7
総則(条例の目的)	この条例は、熊本市における自治の基本理念を明確にするとともに、熊本市民は、熊本市の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。熊本市自治基本条例は、熊本市市民協働の本旨に基づいて、これを解釈し、運用するようにしなければならない。	熊本市政の中で、市民の参画の思いを反映させた条文です。	7
目的	市民等の権利及び責務、市の責務を明確にし、両者が互いに尊重して未来志向の使命感を持ち、熊本の風土特性を活かした環のまちを構築するための指針とする。	互いに尊重することで、より生産的な議論が可能となる。対立は、非生産的。	1

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
目的	市民が一生この町で暮らしたいと思うような、民主的で活力のある地域社会をつくるためには、市民と市が力を合わせて地域の課題解決に努める必要がある。	民主的で、誰もが安心して住める町をつくりたいと切に願っている。	9
総則・自治基本条例(市民協働)の尊重	この基本条例は、市政の基本的な最高規範の法理念であり、市は全ての条例・規則・要綱取扱規定・マニュアル等の制定改廃に際しては、この基本条例法理念を遵守し、その基本理念を遵守し、その基本理念の整合性を図るものとする。		7

1 定 義

【たたき台文案】

用語の意義は、次のとおりとします。

- 市民 熊本市内に居住し、働き、又は学ぶものをいいます。
- 事業者 熊本市内において、事業活動を行う企業又は団体をいいます。
- 行政 市長その他の執行機関・公営企業管理者・消防長をいいます。
- コミュニティ 市民等によって、自主的に運営される単体又は複数の校区からなる自治生活圏及びその機能をいいます。
- 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任のもとに、その価値観・立場・特性を尊重し、協力して取り組むことをいいます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
(市民の定義)	市民は、全ての人を含む、住民・納税だけでなく…	外国籍の人、市外住民で市内で働いている人・未成年の子供を含むものとする	9
総則(用語の定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 市民 熊本市内に居住し、働き、又は学ぶ人をいう。 2 市長 熊本市長をいう。 3 市 熊本市及び執行機関をいう。 4 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その価値観・立場・特性を諸条例等を尊重し、協力して取り組むことを言う。 5 自治基本条例 熊本市自治基本条例をいう。		7
定義	市民とは、市内に居住するか、或いは、市内で働き又は学ぶものをいう。	運用の際の混乱を防ぐため、言葉の共通概念を明確にする必要がある	1

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
定義	事業者とは、市内に於いて営利及び非営利の事業活動を行う企業及び団体をいう。	運用の際の混乱を防ぐため、言葉の共通概念を明確にする必要がある	1
定義	市民と事業者を総称し、市民等と呼ぶ。	運用の際の混乱を防ぐため、言葉の共通概念を明確にする必要がある	1
定義	コミュニティとは、市民等によって自主的に運営される単体又は複数の校区から成る自治生活圏及びその機能をいう。	運用の際の混乱を防ぐため、言葉の共通概念を明確にする必要がある	1

行政の定義を作成するにあたって参考としたもの

情報公開条例 第2条 (2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。



2 基本理念

2 基本理念

【たたき台文案】

市民及び市は、一人ひとりの人権が等しく尊重され、敬愛され、人と自然と歴史が調和した活力あふれる明るく住みよい「熊本市」を協働により創っていくことを目指します。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
基本理念	秩序と品格のある安寧なまちを創っていくために、市民等及び市は、市政の健全な運営に関する協働の仕組みを構築し、自己責任の下で自治生活圏の確立を目指す。	少子高齢化, 生活の安全 = 秩序, 品格, 安寧	1
基本理念	市民の権利・義務、事業者の権利・義務、市政運営の基本原則、市民の市政への参加及び協働の理念に従い、住みよい熊本市を創出することを目的とする。		2
基本理念	市民・行政・事業者等のパートナーシップを推進し、健全なまちづくりを実現することを目指すものとする	公共サービスが行政に集中し、規模が拡大効率性の低下などの課題が山積し、全国でもワーストクラスの財政状況であることを認識し、市事業のアウトソーシングを推進し、行政の縮小化(少なくとも40%)を図るために参加の権利を保証する	4
基本理念	市民及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを、協働により創っていくことを目指すものとする。		5
基本理念	市民等及び市は、市民全体の幸せを願い、全ての人々の人権と価値観を尊重し、この素晴らしい自然・景観の保全に努力し、都市空間の改善を常に継続し、住み良いまちづくりの為に協働で市政の遂行を図るものとする。		7
基本理念		主権者たる市民が自らの判断と責任で市政に参画する(自治の実現)	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
基本理念	市政のすべての権限は市民に発する。 市民は主権者である。 主権は市民にある(属する)。	市民の権限の根源について、市民の理解に曖昧さが残っているから。 最終的には市民が決する。 形として議会に信託、市長の権限で行っている その上で市民との協働が成り立つ	9
基本理念	基本理念	主権者たる市民が自らの判断と責任で市政に参画する。自治の実現	9
基本理念	市民等及び行政は、一人ひとりの人権が尊重され、やさしさ、思いやりのあるコミュニティの創造のもと、豊かで住みよい熊本市を協働によりつくっていくことを目指すものとする。	市民一人ひとりの人権が大切にされ、人間としての優しさと思いやりある住みよいまちづくりを理念にして、この条例を作りたい。	10
基本理念	住民自治基本条例の基本理念として、市民・行政の協働の社会を実現するために、やさしさ、思いやり、安全な生活環境に対して市民と行政が連携して取り組む。そのために、市民・行政の意識改革ができる地域教育を目指す。		10
基本理念	熊本市民は、高齢者・子どもにやさしい、思いやりのある気配りで対応しなければならない。	高齢者・子どもに対する思いやりの気風が年々低下している現状を憂い、コミュニティで支える環境をつくる。	10
基本理念	市民等は、一人一人の人権が尊重され幸せになる権利を有する。このため公正・平安を旨とする住みよいまちづくりを目指すものとする。 前項目的を達成するため市及び市民等は、市政に関する情報を共有し、主権者たる市民等が自らの判断と責任のもとに協働し、意識改革につとめ市政に参加することができる住民自治の実現につとめるものとする。	条例の基本となる公正・平安のまちづくりを理念の中心におき、また、この際の意識改革・協働の働きかけを重視したものとしたい。	11
基本理念	善良な市民になる為に努力する	善良な市民による前向きな積極的な取り組みが心の通う平和な熊本市を実現させる。	11
基本理念	市民等は、一人一人の人権が尊重され幸せになる権利を有する。このため公正・平安を旨とする住みよいまちづくりを目指すものとする。 前項目的を達成するため市及び市民等は、市政に関する情報を共有し、主権者たる市民等が自らの判断と責任のもとに協働し、意識改革につとめ市政に参加することができる住民自治の実現につとめるものとする。	条例の基本となる公正・平安のまちづくりを理念の中心におき、また、この際の意識改革・協働の働きかけを重視したものとしたい。	11
基本理念	市民及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、人と地下水、緑豊かな、歴史有る自然環境と都市の活力が調和した住み良い熊本市を、協働により創っていくことを目指すものとする。	恵まれた環境の中、市民一人ひとりが自覚して住みやすい町をつくることを目指す	12

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
基本理念	前項の目的を達成するために、市民等及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が、自らの判断と責任で、市政に参画することができ、平穩、健康で幸せな生活が出来る住民自治の実現を目指すものとする。	目的達成のため市民が積極的に市政に参画する。	12
基本理念	市民及び市は人々の人権が尊重され、自然と調和した市民が主役の活気ある住みよい熊本市を協働により創って行くことを目指すものとする。 2 それがため市民及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が、自らの判断と責任の下、市政に参画することのできる住民自治の実現を目指すものとする。	トップダウンではなく、もっと市民の声を聞いて欲しい。	12
基本理念(連携)	前項の完遂の為には、市民及び市は、市政に関する予測情報も含めて情報公開等で常に積極的に公開し、市は説明責任を十分に果たし、市民等に対し十分な判断材料を基に市民の権利と責務を持って、市政の健全な発展と協働による熊本市自治基本条例に則った実現を図る。		7
基本理念	市長及び市議会議員、市の幹部職員、市職員、その他の公務員は、この条例を尊重し擁護する義務を負う。	権限を持っている人こそ、不正や不合理なことを行う状況にあるから。	9
基本構想などの策定	市民及び市は、一人ひとりの人権が等しく尊重され敬愛され、人と自然と歴史が調和された活力あふれる明るく住みよい都市「熊本市」を協働により創っていくとともに、九州の中核都市を目指すものとする。	熊本市の誇りとする、水と緑と熊本城即ち人と自然と歴史にふさわしい「まちづくり」は、市民と行政が一体となって取り組むことが重要である。	3
基本構想などの策定	前項の目的を達成するために、市民等及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が自らの判断と責任のもとに市政に参画することができる住民自治の実現を保障するものとする。	市民の意見や苦情を尊重するのみでなく、実現することを原則とする。(条例の改廃等を含む。)	3
基本構想の策定		熊本市の立地条件を活かしたまちづくりのビジョンを策定する必要があります。マスタープランと呼ぶハードだけでなく、人材を育て活用するソフトの開発と実働できるOSの策定が必要であります。 地方自治法第2条第4号参照	3

3 市 民

3 市民の権利

【たたき台文案】

市民は、自治の主体として、次の権利を有することとします。

行政の責務を果たすよう行政に求めること。

議会の責務を果たすよう議会に求めること。

コミュニティに主体的に関わること。

参画をすること。

まちづくりを行うこと。

その他、自治の主体として市政に参画し、市と協働し、これからの熊本市をつくりあげていくこと。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民の権利	市民は、市政に参画する権利より市政に関する情報を知る権利を有する。	情報提供を持つのではなく、自ら知っていく権利がある。	5
市民の権利	市民は、健康で幸せになる権利など	万人均しく健康で幸せでありたい	6
市民の権利	市民は、幸せになる権利と知る権利を有する	幸せになる権利は、主に物質的な面に対してであり、更に何故とかどうかの理由、背景を知ることにより、更に深めることができる	6
市民の権利	市民は、幸せで健康な生活を営む権利を有する。	幸せな生活には、健康で、子育てしやすい環境の保証が基盤になる。コミュニティや社会とのつながり、市政へのかかわりの中で、人間関係の充実、市民としての誇りを育むことを目指す。	6
市民の権利	市民は、行政に参加することができ、社会とのつながりを保証される。	同上	6
市民の権利	なし	子供達もそれぞれの年齢に合った役割と責務をしっかりと考えられるような環境	6
市民の権利	本市民は、健康で暮らしやすい生活を営む権利を有する		6

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民の権利	市民は市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。 2 市民は地方自治の定める行政サービスを等しく受ける権利、各種まちづくりへの参加、各種条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、並びに議員及び議長等の解職請求権のほか住民投票を請求する権利を有する。	市及び議会の議決事項の市民に対する説明不足に対しての不満。もっとわかりやすく、具体的にやって欲しい。	12
市民の権利 (直接請求権等)	市民は行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権ならびに議員及び長の解職請求権を持つ。	すべての市民に基本的人権と政治に参画する権利が与えられる必要があるということ。	9
市民の権利及び義務	市民は、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。必要に応じ 20 才未満の青少年も市政に参画する権利を有する。	市政に青少年も参画させ、幅広い市民の意見を参考にして市政運営をしてもらいたい	12
市民の権利と義務	本市民は、健康で暮らしやすい生活を営む権利を有し、その目的を達成する為に一致協力して条例に定められた事を遵守し、明るく住みよい街づくりに努める。	熊本市を住み良い市にして行くには、市民の一人一人がその協力を努め、誇りを持って取り組むべきである。協働の精神で。	6
市民	ノーマライゼーションを共に推進する	全ての市民に権利と義務をもつ	9
市民の一人一人が大切にされる	市民一人一人の人権が尊重され、何人も差別されない	障害者はもちろん職業等で差別される人がいるのを見ると悲しくなる	8
市民のモラル向上	われら熊本市民は、(地方)自治の主体者であることを自覚し、その権利と責務を全うする。	自治の基本は、住民が主権者 and 主体者としての自覚を持ち、分担すべき責務を各自が果たすことによって享受すべき権利を守り得るのであると認識することから始まる。	1
主権	主権は熊本市民にある。		2

3

市民の義務

【たたき台文案】

市民は、すばらしい熊本市の実現は、すばらしい市民によって支えられること、市民がまちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において、みずからの発言と言動に責任を持たなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民の義務	市民等は、その権利の行使において、それに附帯する義務を遵守し、市又は他の市民等の市政又は行為に異を唱える場合、必ず対案を示し、自己の言動に責任を持つ。	対案なき反対は、単なる言い掛かりになりかねない。自己責任の原則	1
市民の義務	市民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において、自らの発言と言動に責任を持たなければならない。		5
市民の義務	市民は、行政サービスに伴う納税等の義務を果たすと共に、市と協働し、熊本市の発展に寄与するよう努める。	ごね得、ただ乗りを止めさせたい。行政サービスを受けるからには、納税等の義務をきちんと果たすべきである。	5
市民の義務	市民は、地域社会へ自ら協力する義務がある。	きちんと権利を主張するためにも、自ら動くことにより積極的に義務を果たすようにしていかなければならない。(真の自立)	6
市民の義務	市民は、自らが住む地域の歴史を知るように努力しなければならない。	自分の住む地域の歴史を知ることにより、地域に愛着を持ち誇りを持って生活できるようになってほしい。	6
市民の義務	本市民は、健康で暮らしやすい生活を営む権利を有する第2条第1項に規定した目的を達成する為に、一致協力して条例に定められたことを遵守し、明るく住みよい街づくりに努める		6
市民の義務	市民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、道徳モラルの向上に努め市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	市民は一人ひとりが自覚して道徳モラルの向上に努め市政に協力することが必要である	12
市民の義務	市民は行政サービスに伴う納税等を負担する義務を果たすとともに、市と協働して、市の発展に寄与するよう努めるものとする。	権利だけ主張するだけでは片手落ちで義務もきちんと果たすべきである。	12
市民の義務	市民は、自治の主体であることを自覚し、責任を果たさなければならない。	規則等(ゴミ出しなど)をきちんと守ることができないのに、不平不満を行政ばかりのせいにはしていないと思う。	12
市民の意識改革	市民は、人としての倫理と、市民としての自覚を持ち、行政に全てを委ねることなく「自分たちの町は自分の手で守り育てる」という意識改革に努めるものとする。		3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民の意識改革	市民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分担する義務を果たすとともに、市と協働し地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	最近における世相は権利のみを主張し、義務を果たす理念に欠けているから、義務を明確にした。	3
市民の意識改革		市民の多くは、市政のことは行政任せ、依存する度合いが高いのが実情であります。行政にオンブにダッコから脱却して、市民が参画して、まちづくりをする意識改革が必要であります。意識改革に、全市民が取り組むような啓発活動を行う必要があります。意識改革によって、住みよい、活力のあるまちづくりの成果が上がるでしょう。	3
市民の意識改革	市民は、過去の制度を参考にしながらも、それに囚われることなく、自ら関わって暮らしを改善していく自覚と責任を持つよう1人1人の意識を改革していく。	権利や要望を要求するだけでなく、それを実現するための方法も考え合い、責任ある行動をとる。「自ら」という意識へ変革していく。	3
意識改革	市民は、自分達の学校であり、子どもたちを育てる責任と義務があるという自覚を持たなければならない。	現在の空々しい地域住民と子どもたちの関係を見ると、これではいけないと思う。子供会行事も終わると切れてしまうような関係である。	8
意識改革	市民は、住みよいまちづくりのため、自己の立場に応じ自らの発言と行動に責任を持って、市政への参画、対等協働で相互の信頼関係が醸されるように努める。	従来、長い間にわたって続けられている縦型関係を払拭する為にも、市民各々の意識を改める以外にないことを銘記すべき。	13
(公共マナーの遵守)	市民は、交通ルールなど、最低限のマナーを守るように努めるものとする。	自転車のマナーやゴミ出しのマナーが悪いという声が多かったので。	9
市民のモラルの向上		環境の変化、戦後教育の変化、価値観の変化などにより、市民のモラルも変化してきています。とりわけ、公衆道徳の低下、劣化は、著しいものがあります。公共物を粗末に扱い、平気で汚し、こわし、公園、道路、空き地、周辺の田、畑、河川、山林原野等へのゴミの不法投棄は、目に余るものがあります。公共の施設は、自分の家や庭と同じ感覚で使用し、保護し、清掃、整理、整頓するムードづくりが不可欠であります。市民のモラルを向上させる施策を講じ、キレイなまち、くらしやすいまち、観光客が何度も足を運んでくれるまちづくりにつとめましょう。	3
市民のモラル向上	市民は自ら進んで本条例を守るだけでなく、憲法その他の法律、一般常識に基づいて、それ以上に道徳意識の向上に努めなければならない。	一部の市民だけでなく全員がモラルを向上させ、共に共受したい	13
市民のモラル向上(人づくり)	市民として生涯教育に励み、自己のモラル向上につとめる。	すばらしい熊本市の実現はすばらしい市民によって支えられる。	11
市民の意識改革	市民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、市民協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	最近における世相は権利のみを主張し義務を果たす理念に欠けているから、義務を明確にした。	3
市民モラルの向上	市民の義務として、市の発展のために市民自らモラルの向上に努めよう。	他人を思いやる心が消失してきており、他人の痛みや気持ちを思いやる心を回復させるべきである。人を中心とした、道であいさつ等が気軽にかかわせるようになることよいのでは。	10

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民による市政監視義務	市民は、市政遂行に伴う納税等の公正な負担に対し、監視・分任の義務を果たし、適正な施行が図られているか、常に地域のまちづくり福祉増進に寄与しているか等を審議する責務を負う。		7



3 - 事業者の権利・義務

【たたき台文案】

事業者は、公的利益に貢献する活動を、市民とともに積極的に展開することができます。

事業者は、事業の利益追求だけでなく、社会奉仕に目を向け、市民に愛されるよう、市と協働して市の発展に寄与することに努めるものとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
事業者の権利・義務		市内で活動している事業者は、市民の 1 員として、あまねく市の行政サービスを受ける権利があります。事業者は、応分の分担をする義務があります。市の条例の定めに協力し、従う義務もあります。市は、事業者に適時、適切な啓発活動をしなければなりません。	3
事業者の権利と義務	事業者は、第2章に規定する権利を有し、地域の一員として前章に規定する義務を果たすとともに環境の浄化につとめ、地域との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するものとする。	会社の利益優先でなく地域の人々との融和協力にも気を配ってもらいたい。	12
事業者の権利と責務	事業者は、第 3 条に規定する権利を有し、地域社会の一員として、第 4 条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、地域住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するように努めるものとする。	目先の利益追求だけでなく、社会奉仕に目を向け市民に愛されることが、会社発展につながる。	12
事業者の権利	事業者は、コミュニティの公的利益に貢献する営利及び非営利活動を、コミュニティに関係する市民と共に積極的に展開することが出来る。	コミュニティビジネスの促進と事業者の社会的貢献	1
事業者の権利	事業者は、「日本国憲法・第3章国民の権利及び義務」の法基にあると同時に、この基本条例に則り、熊本市の21世紀・新しいまちづくり等に積極的に参画する権利・知る権利を有する。		7
事業者	事業者は、私利私欲にはしらず、社会に貢献しなければならない。	飲料水のビン、カンの規格化や収集などしてほしい。また、公衆浴場の方は、安全や節水に心がけて欲しい。本屋、コンビニ、パチンコ店など青少年の健全育成に貢献してほしい。	12
事業者 (事業者の責務)	事業者は、法令遵守等の社会的責任を重んじ、消費者の権利を守り、適正な業務運営に努めなければならない。	消費者保護基本法が 2004 年に改正される予定なので、事業者に啓発する意味をこめて、この条文をいれました。	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
事業者の義務	事業者は、コミュニティの公的利益に反する如何なる合法及び非合法行為を行ってはならない。	合法を盾に不条理な行為が罷り通っている	1
事業者の義務	事業者は、市政の中で地方自治法での市民の諸権利、常に地域のまちづくり福祉増進に寄与し、地域社会との整合性を図る義務を負う。		7
事業者の協力	市民は、コミュニティの公的利益に貢献する営利及び非営利活動を、コミュニティに関係する事業所と共に積極的に展開することが出来る。	コミュニティの財政的自立	1
事業者の協力	市は、各事業者と協力しながら市民サービスを充実させるものとする。	市民と行政の間に位置し、行政に比べより市民の立場に立った事業者に業務の一部を委託することで、住民が必要とする「かゆいところに手が届く」サービスを住民に提供することができる。	2
事業者の協力	本市内に所在するまたは、本市に関する全ての事業者は、本条例の目的を充分理解し、善意を持って協力するものでなければならない。	会社もコミュニティの一員として協力を惜しまないようでない、目的達成が難しくなる。	13
事業者のまちづくりへの参加	事業者は、市民(法人市民)としての自覚を持ち、まちづくりに参加する権利と責任を持つ。	事業者といえども地域コミュニティの一員であるという意識を、事業者・住人共に持つ必要があると思う。	1
事業者の責務・事業者の協力	事業者は、利益の追求とともに、市民に迷惑をかけないように努める責務があり、必要とされる協力を惜しんではいけない。	利益追求ばかりではなく、事業エリアとも仲良くしましょう。	6
情報公開 (事業者の義務)	事業者は、商品売買にあたり、メリット・デメリットの公開を、口に出し、説明する義務がある。 (文章にすると見落としがある)	携帯電話を売る時、添付説明書だけでなく、口頭ではっきりとメリット・デメリットを伝え、それによって市民は健康を保持する権利を求める。また企業は商品開発に、健康被害がないかを重視し、取り組む義務がある。	10

3 - 青少年や子どもの権利・義務

【たたき台文案】

熊本市の青少年・子どもは、人として個人として尊重され、その年齢に応じたまちづくりに参加することができます。
 青少年は、市民である認識を持ち、その行動に責任を持たなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民の権利(子どもの権利)	熊本市の子どもは、「子どもの人権条約」に則り、人として個人として尊重され、また市民としての権利と責任を持つ。	批准して 10 年になる「子どもの人権条約」がいまだに定着も遵守もされていない日本の中で、熊本市は、これを尊重し反映させる姿勢を望みたい。また自立した市民が育つためには、早くからの公民教育が必要だが、子どもを「未来の市民」と見る視点がない。	1
市民のモラルの向上	青年としての責任を持ち行動に責任を持つ	青少年は自分の行動に責任を持ち行動してもらいたい。	10
青少年の義務	青少年は、市民である認識を持ち、その年齢にふさわしい行動をし、その行動に責任を持たなければならない。	未成年だからといって、好き勝手な行動をし、まちの安全を犯したり、平安に暮らす住民(市民)の生活を脅かしてはいけない。犯罪の低年齢化していることに警鐘を鳴らし、青少年にも市民としての権利があると同時に責任もあるということ。	7
青少年の権利と義務		青少年は、日本(市)の将来を担う重要な人材であります。青少年の健全な育成は、市の将来の発展にとり、重大な要素であります。青少年は、健全な家庭環境、学校、社会で育つ権利があります。大人よりも、青少年の感性は鋭く、豊かなものがありますし、その意見は大いに傾聴し、尊重するべきものが多々あります。 彼らの生きる権利、地域に根ざすボランティア活動に参加する意欲等を支援する施策を講じるべきであります。 又、彼らには、法律上の行為能力を無くとも、社会の構成員の1員としての自覚を持たせ、社会活動の一端を担わせることが必要であります。彼らの義務として、責任の比較的少ない社会活動に参加させる道を開くようにするべきであります。	3
青少年の権利と義務	青少年は、人に対するやさしさ、思いやりのある市民として、まちづくりに参加しなければならない。	青少年の暴力等多いので、世の中が悪くなり少し不安です。	4
青少年の権利と義務	青少年は、市民であるという責任を持って行動し、また強い意志をもって市政へ参加する権利を有する。	青少年は、行政(市政)になんら無関心であるように思われる。これからは、一人一人が幼いうちから市民であるという自覚を確保し、強い意志を持って意見し、また責任ある行動をとってもらいたいものである。	10

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
満 20 歳未満のまちづくりに参加する権利	市は、満 20 歳未満の市民のまちづくりに参加する権利を保障するものとする。	市の近い未来を背負う或いは、支えるべき満 20 歳未満を大いに囑望すべきである。	13
満 20 歳未満の市民の権利		子供の権利条約に沿った意見表明権と参加する権利を入れたい	9
満 20 歳未満の市民の市民権	満 20 歳に満たない市民にも、暮らしや権利を学び、考え、意見を出していく場を設ける。	他県でも、小中学生を住民投票に参加させるなどの動きがある。自治のできる市民を作っていくためには成人前の関わり方が重要だと思う。	3
満 20 歳未満市民の市民権	20 歳未満の市民は、その年齢に適したまちづくりに参加の権利を有する。	子供のころから地域のことを知らずにそれらに一切関わらない態度もてば、その延長の地域が疲弊することとなる。	13
満 20 歳未満のまちづくりに関する権利	満 20 歳未満の市民はそれぞれの年齢に応じたまちづくりに参加する権利を有する。	大人だけでなく、子どもにも住みやすい熊本市に！	7



4 行 政

4 - 市長の責務

【たたき台文案】

市長は、この理念を実現するため、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政の執行にあたることとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市長の義務	市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行にあたり、まちづくりの推進に努めなければならない。		5
市長の責務		市長は、行政全般のリーダーとして、その職務を忠実・公正に執行しているか、市民は、常に強い関心を抱いています。地方自治法147条、148条、149条、154条等の市長の職務権限を適切に執行することを期待します。 147条 統括、代表の権限 148条 事務の管理と執行 149条 担当事務の議会への議案提出、予算調整と執行、地方税の賦課徴収及び分担金、使用料、加入金、手数料の徴収、過料を科する事務、決算の議会への認定手続き、会計の監督、財産の取得、管理、処分、公施設の設置、管理、廃止、証書、公文書の保管、事務の執行 154条 職員の指揮監督	3
市長の責務	市長は、市政のことをしっかり考え、明確な意思決定をしなければならない。	私事に走らず、市について一番考えている人が市長であってほしい。決まったことについては、明らかにし、曖昧にしないでほしい。そして、しっかり実行してほしい。	6
市長の責務	市長は、その命により、「市民副市長(仮称)」を任命し、行政へ主体的に参画させることができる。人員、期間、職務内容等細則についてはこれを別に定める。	市長命により、より権限をもった立場として、行政や議会へ発言できるようなシステムが欲しい。	7

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市長の責務	市長は、自治基本条例の理念を市政まちづくり施行の基本理念とし、市民の福祉増進、真の市民の幸せを求め、市民の声を真摯に受け止め例え少数意見であっても市政に将来の大計に寄与する声であれば大胆に活用を図り、真の市民福祉向上に常に努めなければならない。		7
市長の責務	市長は、地方自治法(法律第67号)を遵守するとともに、市民権在民の姿勢を貫き、市民ニーズの対応に最大限の努力を尽くすものとする。		7
市長の責務	市長は重大な市政施行に際しては、速やかに公的広報紙・民間情報機能等を活用し、公正な説明責任を果たし、市民に徹底した情報公開を実施する。必要な場合は、住民投票を求め、市民の意志を明確に把握して市政の運営にあたるものとする。		7
市長の責務	市長は市民の福祉の増進を図るとともに効率的で質の高いサービスを提供できるよう努力しなければならない。 (効率的で質の高いサービス)	市長の責任はこのように重いのです。	9
市長の責務	市長は公明正大な人事行政を運営し、私心を捨て適材適所の配置に努めるものとする。 2 議会との円滑な運営を図り議案を提出してその執行を実現する。	市議会と事前調整がうまくいっているか疑問な点が多い。もっと円滑な運営が欲しい。	12
執行機関の責務・基本事項		地方自治法第1条の2の規程「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあるように、市の行政サービスの基本事項を、忠実に、かつ、公正、適法、適切に処理しなければなりません。これが、執行機関の責務であることを、関係者全員が理解し、実践することが求められます。	3
市の責務	市は、市民の意見を尊重し、また協働してよりよいまちづくりの実現に努めなければならない。	行政サービスの対象者は、市民そのものであること、よってその市民の協力はなしには良いまちづくりは実現できない。	7
市の責務	民主的議会制度における三権分立の基本の一つである行政における市の執行機関としての責務は大きい。その中で国及び地方公共団体との協力及び予算・決算の執行については健全な財政運営に努めなければならない。	豊かで住みよい熊本市のまちづくりは市民一人ひとりの自覚と行政との協働によって成り立つものであると思う。	10
(エンパワーメントの向上)	市は住民自治、男女共同参画、次世代育成支援、環境問題、国際交流など、市民にとって関心が広くかつ重要な内容について、市の職員と市民がいっしょになって学習できるような機会をつくるように努める。そして、そこでできた共通理解を前提にして地域を元気にするような活動を創り出す。	新しい地方自治(住民自治)の考え方は、まだ市民に広まっていない。男女共同参画社会の啓発もはなはだ不十分な現状である。市民と市の職員が共に学習する機会を増やすことで、共通理解を深め、目的の共有化を図りたい。出前講座をたくさんやり、啓発に努めたい。	9

4 - 情報共有・個人情報保護

【たたき台文案】

人間は、真実を知らなければ、考えることも、話し合うこともできないことを考え、市民の参画の前提として、知る権利が保障され、実現されるよう、行政は市政に関する情報を積極的に市民に公開提供し、情報の共有を図るものとします。
 情報は、常に新しいものが、正しく管理され、市民の必要とするものは、適時適切に共有できるよう努めます。
 行政は、積極的に市政の内容について広報活動を行うものとします。
 行政は、市民の個人情報の保護に努めなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
情報共有	情報は常に新しく、正しく管理され、市民の必要とするものは、適時適切に提供されなければならない。	まちづくりの基本は、行動の準拠として、新しく正しい情報を共有していることであり、提供を受けることは、取得の権利である。	11
情報共有	情報は常に新しく、正しく管理され、市民の必要とするものは、適時適切に共有されなければならない。	前段の条文の「提供されなければならない」を「共有されなければならない」にしたほうがよいのではないか。 市に集まる情報は住民のものである。	11
情報共有	市民及び市は自治に必要な情報を共有できるように努力する。 市民は積極的に市に対して発言し、情報収集に努める。 市は積極的に市民の声を聞き可能な限りの情報公開に努める。	情報共有は協働のための最低限の条件である。	12
情報共有 情報公開	市民等及び市は、協働に当り対等協力の原則に基づき目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、市は、積極的に市政の内容について広報活動を行わなければならない。	市民が口出ししやすい体制(下地)をつくっていくことの必要性。	13
情報の共有		行政サービスに関する全般の情報は、市民共有のものであります。市民の生活に関する情報は、特定の部署、一部の部門で占有するのではなく、広く公開すべきであります。随時、適宜、適切に情報を公開し、行政サービスを受受できるようにしなければなりません。	3
基本理念 情報公開	すべての情報公開は、民主主義の不可欠の前提である。	市民が真実を知ることからすべては始まる。	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
広報活動(出前講座の充実)の活性化		市政だより、防犯、社協だより等の広報活動があります。しかし、内容をじっくり読んで、理解し、行動し、実践する市民は、少数派ではないでしょうか。市内にある多種多様な組織に対し、市政に関するPR活動を要請して、1人でも多くの理解、協力者を確保するべきであります。そのため、市職員又は、市民の中から登録したボランティア(シニアの人材を含む)を研修して、出前講座の講師として参加できる制度を創設する必要があります。	3
個人情報保護	市は市民の個人情報保護に努めなければならない。		9
執行機関の情報公開及び提供	執行機関は、国内外の有益な最新情報をわかりやすく、積極的に市民に公開し、また、その情報のもつ両極面の可能性も伝えていくものとする。	市民が必要とする正しい情報を、その事柄のもつ良い面と悪い面の両方をあわせて伝えていく。	3
(知る権利)	市民の主張と参加の前提には、知る権利が保障され、実現されていなければならない。	人間は真実を知らなければ、考えることも、話し合うことも、公に主張することもできない。	9
情報の公開及び提供	市は市政に関する情報を積極的に市民に公開提供しなければならない。		9
情報公開	すべての政策決定過程を公開すること。	何が検討されているか分からないから。	9
情報公開	情報公開の促進	行政文書は、市民にわかり易く事業を説明する。また、市民の判断しやすいための文書として位置付ける。原則として公開するものとする。	9
情報公開と説明責任		公開を前提に作る、行政手続条例をも活かした公開(市民に公開することを見据えた文書様式・管理を徹底するとともに、市民に取りうる手続、審査請求等を明示するべき)	9
情報公開システム	情報説明責任を担保する組織をつくる。	公開に必要なドキュメントが作成されているか、内容は充分か、などの窓口業務を行う。	9
情報公開及び提供	市は、市が行う全ての行為の透明性を確保するために、外部機関が行った評価結果を速やかに公開しなければならない。	情報公開	1
情報公開及び提供	1.市政運営に関する情報は原則として、一般に公開するものとする。 2.個人情報であっても、公的委員等の情報であっても、一般に閲覧することが出来るものとする。 (3.熊本市情報公開条例の見直しを徹底させる。)	現在はあまりにも情報公開制限が有り過ぎる。個人情報のプライバシー保護を過度に制限すると、市政運営、施策にどのように反映されているか、透明性がなくなる。公的立場の場合は全て公開する。	7
情報公開及び提供	市は市民の個人情報等プライバシーに関する事項以外の情報は公開を原則とし、市民の求めに応じ提供する。	少しずつ公開されてきているとはいえ、まだまだの感。事後の公開も時を経て新鮮味のない情報のみでは困る次第。	10
情報公開及び提供 広報活動(出前講座の充実)	市及び個々のコミュニティは情報を共有することで、まちづくりに反映させ、役立てる。 情報の共有は公開または広報活動による。	情報の共有がなければ、良いところや悪かった点などを参考にできないし、過去の経験はまちづくりにとって重要なものだから。	13

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
情報公開及び提供	市は、市政情報等を市民の利便性に配慮し、合理的手段を通じて迅速に情報公開しなければならない。	市は、定められた制度や各種情報を利便性に配慮し、恒に、合理的情報公開の仕組みを通じてスピーディかつ簡単に市民に提供する義務を負う。(時代にマッチした情報公開の仕組みづくり。また、市民でなくても市政情報が知りたい。)	1
情報公開及び提供	市は、情報公開、市民とのコミュニケーションに当たっては、手段のユニバーサルデザイン化に配慮する。	市政情報伝達手段のUD化。転入した高齢者が情報を知りやすく。	1
情報公開及び提供	市は、市民の個人情報の保護を確保する義務を負う。	市は、個人情報の保護を確実にしないとダメ	1
情報公開及び提供	市は、市政の意思決定に伴う最新の情報を市民の理解に役立つように努め、かつ、分かりやすい説明を行う責務を有する。	議会進行をスムーズにするにも、情報の私物化を防ぎ、資料に基づく分析を継続するのも細心の注意を要する。	11
	情報公開の方法を具体的な検討し明記する		9
		行政が執行する事業内容を定期的に公開すること	9
		情報公開の仕方・方法をどのようにして実施するか、定期的な情報提供(事業や議会について)	9
	すべての情報は市民の所有である。	錯覚している人が意外に多い。 市民の権利である。 情報そのものが市民のものである、公共	9
		・市役所業務公開リスト一覧表を作成する ・市議会の公開リスト一覧表を作成する ・主要プロジェクトの議事録 公開のシステム作りを行うべき	9
		情報公開の方法を具体的に検討し明記する	9

4 - 市民ニーズに応じた市政運営

【たたき台文案】

行政は、市民のニーズに対応した市政運営をする責務があります。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民ニーズに対応した市政運営	市民は、市長に意思決定を求め、選出しているのであって、市民のニーズに対応した市政運営をする義務がある。	携帯電話のアンテナ設置、トラブルに関し、まずは住民の安全な環境を基本として対応してもらいたい。例えば人間関係に左右されてもらいたくない。	10
市民ニーズに対応した市政運営	市民は、市長に意思決定を求め、選出しているのであって、市民のニーズに対応した市政運営をする義務がある。	携帯電話のアンテナ設置、トラブル等に関し、まず市民の安全な環境を基本として対応してもらいたい。役職の上下関係、しがらみに左右されずに対応してもらいたい。	10
市長の責務	市長は市民のニーズに的確に対応し、市民の満足度を高める市政の運営に努めなければならない。 (市民ニーズへの対応)	市長の責任はこのように重いのです。	9
市の責務	市は、市民の意見を尊重し、市民ニーズに対応した市政運営に当たるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。	市は市民の意見に耳を傾け、良い事は取り上げて実施して欲しい	12
意識改革	市及び市職員は、公共の福祉と市民の利益と満足を第一に行政業務にあたらなければならない。	行政サービスの対象者は、いわゆる顧客は市民であり、その満足を得るのが、市の使命であるとする。	7
市民のニーズ	実施要項の評価を全項に行い、年度毎に評価委員の点数をつけ、発表する。	実施されたものが、はたしてどのように役に立ったか、計画がきちんと実施されていないというよりも、ずさんなものの歯止めになる。	4
市民の意見の尊重		市の行政全般は、市民の福祉、健康、教育等の全分野にわたり公平・公正でなければなりません。そのために、市民の意見を最大限に尊重する努力が必要であります。	3
市民の意見の尊重	執行機関は、法令等を遵守すると同時に、常に市民の意見を尊重しながら、事務を執行しなければならない。	法令遵守義務と同等レベルでの市民の意見尊重義務(市政運営は常に民意から、かい離しないように)	13
市の責務	意思決定を明確にし、市民の意見を尊重し、市民ニーズに対応した市政運営をしなければならない。	意思決定する前の段階で市民に情報を提供し、市民の意見を尊重し、反映してもらいたい。	12

4 - 総合的な行政サービスの提供

【たたき台文案】

行政は、自分の部署のみでなく、横の連携を強化し、共有化し、タテ割り行政にならないよう配慮し、事案の処理にあたり、他の部署に押し付けるなどして、たらい回しをし、責任回避をしないようにしなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
総合的な行政サービスの提供		行政サービスは、分業化し、専門化し、特化せざるを得ないものがあります。しかし、余りにも細分化し、分業、専門化すると、市民にはわかりにくく、不便になります。市民が抱える問題に対しては、総合的に対応できるシステムを構築する必要があります。キメの細かいサービス提供の可能性を追求して欲しいものです。	3
執行機関の基本事項	執行機関は、条例、予算等公正な手続きにより総合的な行政サービスを提供しなければならない。	個人、事業者、議員等一部の意見だけをとりあげる事を避け、広く公正な目で、総合的な判断をしてもらいたい。	12
執行機関の責務	市政における市民のアドボカシー	市民一人ひとりの人権を守るために仕組としての権利擁護補佐人をおく。	9
執行機関内部の横の連携強化	執行機関は、自分の部署のみでなく、横の連絡を強化し、共有化する責務がある。	まちづくりや人づくり、環境など、それぞれ異なる問題をともに考え組織を再編し、行政内部も問題意識を共有し、行動に移して欲しい。	3
タテ割り行政弊害の防止		行政サービスは、専門ごとに分割し、各セクションごと行政事務の処理をすることは当然のことです。しかし、市民からの行政サービス要請の内容によっては、1つの部門では解決、処理が困難な案件があります。そのとき、その案件の処理にあたり、タライ回しをしたり、他の部署に押し付けたりして、責任回避をする事態があります。市民は、タテ割り行政の弊害に苦しみ、振り回されます。このような事態を避けるため、相談、調整をする担当部署を設置し、タテ割り行政の弊害防止に努力する必要があります。	3

4 - 行政手続

【たたき台文案】

市は、申請に対して決定などをするにあたって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために、行政の手続に関して共通する事項を定めることとします。

市は、意見等の提出者に対し、回答、処理の予定等を知らせることとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
行政手続き		政策に係る市民等の意見書の提出手続き 市の行政に対する市民の意見書の提出手続きを簡略化し、提出しやすいようにすべきであります。受付の窓口を設置(支所を含む)し、提出者に対する、アドバイス、指導とともに、回答、処理の予定等を知らせるべきであります。	3

行政手続を作成するにあたって参考としたもの

行政手続条例 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第38条の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利の保護に資することを目的とする。

4 - 説明責任

【たたき台文案】

市民と市との間に対等で強い信頼関係を結ぶには、市の徹底した説明責任の遂行と透明性の確保が必要ですから、行政は、市政運営や政策決定にあたって政策判断の理由と根拠を市民にわかりやすく、また十分に説明しなければなりません。行政は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠意をもって対応し、説明しなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
説明責任		行政サービスに関する説明不足があります。サービス内容の変更、条例とその内容について、周知不十分なものがあります。市民の受けるサービスに関する説明責任を果たすようにするべきであります。	3
説明責任	市は市政運営や政策決定にあたって政策判断の理由と根拠を市民にわかりやすく説明しなければならない。 (政策判断の理由と根拠の答責性)	説明責任を果たすことは、住民自治を進めるうえでのカギとなる。透明性の向上を図る(地方分権推進一括法 7 条)ためにも説明責任を果たすことは必要。	9
説明責任	政策の成果についても市民に公開しなければならない。	説明責任を果たすことは、住民自治を進めるうえでのカギとなる。透明性の向上を図る(地方分権推進一括法 7 条)ためにも説明責任を果たすことは必要。	9
説明責任	また、市民や事業者から決定理由の説明を求められた場合には、それに応えなければならない。	説明責任を果たすことは、住民自治を進めるうえでのカギとなる。透明性の向上を図る(地方分権推進一括法 7 条)ためにも説明責任を果たすことは必要。	9
説明責任	市民が自ら考え行動する自治を実現するために市の情報が積極的に提供され、説明されることによる情報共有が必要である。	市民が自ら考え行動する自治を実現するためには市の情報を共有することが基本です。市の情報は市民のもので、必要な情報が提供され、かつ、市民にわかりやすく説明されなければなりません。	12
(市長の)説明責任	市長は、意思決定を明確にし、説明の責任を負わなければならない。	市長の行政改革に対する思いが住民にわかりやすく、明確な説明が不明(不足している)。	10
市長の責務(説明責任)	市長は議会に対して説明責任をもつと同時に直接選挙で選ばれた市民に対して説明責任をもつ。	直接選挙(公選制)であるという点で、市長の説明責任はさらに重いものとなる。	9
苦情処理窓口の設置		何処に(市役所等)意見・苦情を申し出たら取り上げてくれるのか。行政は、たらい回しで責任転嫁しかしてくれない。	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
苦情処理窓口の設置		市の行政サービスに対するクレームは、それぞれの関係セクションに持ち込まれ処理されています。案件によっては、複数のセクションに関するクレームは、タライ回しになるケースがあります。 クレーム処理を一元化し、調整して、迅速かつ的確に処理して、市民のニーズに応える窓口を設置する必要があります。	3
苦情処理窓口の設置	窓口を設置	何処に(市役所等)意見苦情を申し出たら取り上げてくれるか行政はタライ回しで責任転嫁しかしてくれない	3
苦情処理窓口の設置	市は、市民から意見、要望、苦情などがあつた時は、速やかに事実関係を調査し、誠意をもって対応しなければならない。	苦情処理、相談などの「たらい回し」の解消策 苦情申告が多種多様で全面解決は不可能であります、専門窓口で責任を持って対応すれば市民が満足するのではないか。	3
苦情処理窓口の設置	市は、前条の市民の意見、要望、苦情を迅速かつ的確に処理するため「苦情処理窓口」を設置しなければならない。	苦情処理、相談などの「たらい回し」の解消策 苦情申告が多種多様で全面解決は不可能であります、専門窓口で責任を持って対応すれば市民が満足するのではないか。	3
(市民窓口相談の充実)	市は市民の要望や苦情及び相談に対応する機関を設置し、市民の声を市政に適切に反映できるよう努めなければならない。	市民の声を市政に届け、市民の声を市政に反映させる仕組みがない。そのために、市民は主体者意識が薄れ、無関心、非協力的になってしまう。	9
市政への要望の取り扱い		市政に対しては、各層、各界から多くの要望があり、クレームがあり、提言があります。どのような要望が、いつ、誰から出て、どう処理されたか、未解決なのか、懸案事項は何なのか、知らせるべきであります。 また、要望の提出は、一括して処理する窓口を設置(支所を含む)し、その回答は、案件によっては、即決処理し、困難なものは、回答、処理予定日を提案者に知らせるようにするべきであります。	3
(相互信頼とアカウントビリティ)	前条の目的を達成するには、市民と市の間に対等で強い信頼関係を結ばなければならない。この信頼関係は市の徹底した説明責任の遂行と透明性の確保ぬきに成立しない。	透明性の向上の措置を講ずることは、市の責務として地方分権一括法に書いてある。そのためには、情報の公開と説明責任の徹底が必要となる。 この信頼関係を築くことは、協働の原則(パートナーシップ型行政)の中で一番重要となる。	9
	行政は説明責任をもつ	個人の情報を開示する責任がある、文書は全て公開する 市民が判断する材料として、必要とする市民へ積極的に情報を提供し、職員が誠実に説明する	9
		・必要性の説明(提案内容、要望など仕事の発生源の情報) ・代替案の有無と内容 ・他自治体の比較 ・費用対効果の見積り ・日程表の作成 ・節目の公開説明の日程	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
	あらかじめ決められた業務推進基本計画表に従って推進する。計画表には次のような資料を含むこと、又その資料は公開資料とすること。	業務の P.D.C.A の基本原則を確立する	9
	公開資料については、市民の疑問に対し、市は責任をもってわかり易く説明する義務を有する。		9
透明性の確保	政策の透明性を確保する	事業ごとに予算、使った経費を明確にするよう予算、実施システムを確立する。	9
直接請求権(の保障)	市は、市民が直接請求権を行使しようとする時は、制度の仕組み、手続等について十分な説明をし、市民に協力しなければならない。	現在の制度(特に情報公開制度は一般人には難しすぎてどうすればいいのかわからない)では、広く住民が利用し易いものとなっていない。情報の提供は、住民自治の大切な要素となるので、市民が利用し易いように支援(協力)が必要である。	9

4 - 財 務

【たたき台文案】

行政は、行政運営するにあたっては、市民等の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、市長を始めとし、職員全員がコスト意識を向上し、市政の運営に当たるよう努めるものとします。

予算の編成と調整にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、内容が具体的に把握できるような十分な情報を市民に提供しなければなりません。

予算の構築に当たっては、費用と効果の対比ができるようにしなければなりません。

行政は、多額の費用がかかる事業については、社会経済情勢の変化に応じて見直しを図り、適切な費用で実現するようにすることができるとします。

行政は、市の資産の保有状況とその履歴を明らかにし、これを公表することとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
行政サービス	市は、最小のコストで、最大のサービスを迅速に行う努力をする。	よいサービスで、市民をあっと言わせてほしい。	6
行政サービスを受ける権利		多種多様な行政サービスは、一部分の市民がその恩恵に浴することなく、可能な限り、関係市民がサービスを受けることができるようにしなければなりません。 (1)市民は、全て、行政サービスを受ける権利を共有していることを念頭に置く必要があります。	3
コスト意識の向上		行政全般の運営は、市民、国民の税金及び税外負担等によって賄われています。税金、税外負担金(国、県からの交付金を含む)によって予算化された額は、使い切らないといけない、次年度の予算がとれない、取りにくいから、予算金額は、全額消化しなければならないという概念がコピリついています。いかにして、小額の予算で、最大の事業効果を上げることができるか、神経を集中すべきものであります。税金のムダ使いを排除し、効率的に予算を執行し、残余は、会計剰余金として翌年度に繰り越す制度をつくり、市民の税負担軽減を図ることを、全職員、特別職、議員のコスト意識の向上に努める必要があります。	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
コスト意識の向上		行政サービスに要する予算(金)は、確保しただけは、完全消化が基本となっています。「親方日の丸」の考えは捨てるべきです。市民の血税であり、いかに大切に使用するか、節約するかを考えるべきであります。市長、議員、職員全員がコスト意識を向上し、行政執行に当たるように条例の制定を求めます。	3
財政運営の原則	予算策定に市民も参加することとする。	前例主義を改められる。	1
財政運営の原則	財政は、効果的に使うことが重要で、収支のバランスをとることで健全性を高め、市民に疑問を抱かせないようにする。	「本当に必要なのか？」etc市民からお金の使途にクレームがつく財政はカッコ悪い。喜んで税金払いたくなる財政を目指して欲しいです。	6
財政運営の原則	市は市政運営するにあたっては、市民等の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げるように努めなければならない。	例えば、道路工事で一つの工事が終わり、道路がきれいになったと思うと、次の工事が始まって終わる、始まって終わるの繰り返しで道路がいつもポコポコになり、市民は迷惑している。また、年末、年度末に多くの工事が行われるので、市民は大いに迷惑である。	7
財政運営の原則	市は請求があった場合には、予算の使途・収支等について、速やかに公表しなければならない。請求手続き等については、これを別に定める。	税金に使われ方に市民が興味を持ち、それを監査することは、大事である。	7
財政運営の原則	市は、各種公共サービスや事業等を運用するにあたって、その対費用効果をについて、責任を負うものとする。なお、運用主管部署のみならず、担当市職員であってもこれを免れない。	行政サービスを実施することは、血税を使った経済的行為である。やりっぱなしではなく、その結果も含め責任をもって職務にあたって欲しい。	7
(財産の保全) 財産管理？	市長は財政全体の収支バランスを考慮し市の財産を適切に管理していかなければならない。 また、赤字市債を発行してはならない	今のように市債残高が多いと、急な出費が必要ときに、自由に使える財源がない。外郭団体の赤字が多いと最終的に市民にツケがまわってしまう。	9
(財政情報の公開)	市は財務情報を包括的かつわかりやすく市民に表示しなければならない。 市は市民が見たい予算制度、決算制度の構築に努め、将来にわたって費用と効果の対比ができるようにしなければならない。	民間企業がしている B/S と P/L をつくる必要がある。公債比率が 21.5%までに膨らんだ原因は、会計情報が適切に公表されなかったからである。見えないコスト(将来コスト)を数値化して、見えるコストにし、資産と負債がわかるようにしなければいけない、それがないと市民は主体者、納税者として活動することができなくなる。	9
財産管理		市有の財産(動産、不動産、有価証券等)は、適切な運営と管理がなされているのか、市民にはわかりません。不要なものはないか、保守、点検は適切か、処分すべきものはないか。市民の福祉増進に役立っているか等の点検、確認が必要であります。定期的に確認するシステムの確立が必要であります。	3
財産管理	市は市の資産の保有状況とその履歴を明らかにし、請求があった場合は、速やかにこれを公表しなければならない。	資産(財産)の保有状況についても、情報開示を基本と考えている。	7
財産管理	市は地方自治法及び関連法令等の定めるところにより、市の財務状況を定期的に公表しなければならない。	財務状況に関しては、一般の会社と同じく、一般の方に理解できるような様式で公表すべきである。	7

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
財政運営の原則 予算・決算 財政状況の公表	予算の編成に当たって、予算説明書の充実に努め、市民が予算の内容を具体的に把握できるように、情報提供を適切に行わなければならない。 前項の情報提供は、財政事情の説明を行うとともに、予算の編成過程を明らかにしなければならない。 市民は、予算に関し説明を求め、提案を行うことができる。市は、出された提案に丁寧に答え、これを公表するものとする。	タックスペイヤーとしての権利を保障する規定が、主権者として必要である。	13
財政状況の公表		市の財政状況は、議会には細部の報告がありますが、「市政だより」に公表されたものでは、内容はわかりません。なぜ、財政が不健全になったのか、わかりません。市の財政は、健全なのか、市民のニーズに合致し、合理的に、しかも、効率的に、ムダなく運営されているのか、読みとれませんか。わかりやすい技法で、財政状況を公表するべきであります。	3
財政状況の公表	市民は、総合計画及びその他の基本計画に沿って予算についての説明を受ける権利を有する。	分かりやすい形で説明を受けることができる。	11
(予算編成と情報提供の必要性)	予算の編成にあたっては、内容を具体的に把握できるよう、十分な情報の提供を行わなければならない	多額の費用がかかる事業については、経済状況の変化に応じて見直したり、また、市民の負担が増加する場合は十分な説明と市民の納得が必要である	9
(予算編成と情報提供の必要性)	予算の編成と調整にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実に努めるとともに、内容が具体的に把握できるような十分な情報を市民に提供しなければならない。	市民センターや、市役所、インターネットなど見える形で公開し、パブリックコメントを求めている。	9
予算・決算の明確化		予算編成は、地方財政法の規定に従うのはもちろんであります。特定の部署、圧力団体、議員の横車や、特定の利害関係者等の要請、陳情等を受けて行われるのではないかと、不透明なものは、極力避けるべきであります。透明性を確立すべきであります。そのために、次年度の予算編成方針を明確にし、ガラス張りの公正な予算編成をするべきであります。 決算は、会計法の規定に準じて行われるのは勿論のことですが、支出費目の内容が、適切であるか、不適切なものが含まれていないか、市民にはわかりません。議員の中から選ばれた監査委員が、監査をするシステムになっていますが、その報告は、市民には知らされません。決算内容を明確化する方法の確立を求めるものであります。	3
予算・決算の明確化	市は、予算の編成過程および決算にかかわる情報の公開を市民にわかりやすい方法でしなければならない。	予算・決算という財政分野が市政運営の一番基本であるのに、一番わかりにくい現実をそのままにしないで！ 行政と市民が決算カードを読めるように学習し、わかるように公開するための研究が必要であると思います。理解できない物を公開しても本当の公開にはならない。	3

4 - 行政評価

【たたき台文案】

行政は、成果目標を明示して事業を行い、その結果を評価するものとします。

事業評価の成果は市民に公開し、次年度以後の施策や予算に反映できるようにしなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
行政評価		<p>国は、行政評価事務所を、県単位の設置し、国の行政が、国民の間に、各種組織の中に浸透し、効果を上げているか、評価する制度を保有しています。</p> <p>市の行政が、市民の中に、各種事業体、企業の中に浸透し、効果を上げているかを評価する必要があります。予算は、ムダ、ムリ、ムラなく、効率的に支出されているかを評価する必要があります。</p> <p>行政評価審査会(仮称・監査委員会とは別組織)を市民のボランティア参加で設置し、市民の手による行政評価を行うシステムを創設すべきであります。その評価を受けて、翌年度の事業、予算、行政サービス等の改善・向上に活用するようにしなければなりません。</p>	3
行政評価	市は、協働まちづくりの政策活性化を図るため、効率的な市政運営を行い、その実施の結果は公表しなければならない。	<p>行政を評価するときは、あやふやなものでは世間の納得はなく、まして我田引水は論外である。</p> <p>協働の活性化で、よりよい結果が出るように。</p>	13
行政評価条例の制定		<p>市の行政サービスが、どのような効果をあげているか、問題点は何か、市民は知りません。議会の監査委員の監査結果は市民はわかりません。市民参加の行政評価制度を創設し、市政の改善向上し、税の効果を上げるように条例を制定するべきであります。</p>	3
(事業評価システムの確立)	<p>市は成果目標を明示して事業の評価を行い、市政サービスの質の向上に努めなければならない。</p> <p>市は事業評価の結果を市民に公開し、次年度の施策や予算に反映できるようにしなければならない。</p>	<p>事業の評価を今まで適切にやっとなかったことが放漫経営をまねき、公債比率を上げた原因となっている。</p> <p>コストに見合う受益があるのか、常に考える必要がある。</p> <p>借金という形で次世代にまわすことだけは避けたい。</p>	9
	政策評価、事業評価を事業ごとに実施する。	<p>事業が効果があったか、改善点があるかを判断するのは、市民(行政ではない)である。個々の事業で、予算書の細事業ごとの評価を行う。</p>	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
	市は効果的な町づくりを行うために、必ず評価を実施し、公表しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加を基本とする評価組織 ・評価は計画書の目標に従って行われる ・評価は公開される 	9
市の責務	市は、市が行う全ての行為(事務事業や行政活動 等)の成果及び効果を数値化して定量的に評価するシステムを構築し、産官学民からなる中立的な機関を設置して客観的な外部評価を受けなければならない。	自己点検評価と外部評価により、予算執行を合理化、効率化する	1



4 - 公正の確保

【たたき台文案】

行政サービスは、全般にわたり公平・公正でなければならず、不公正であったり不透明であったりして、市民の信頼を損ね、反発を買い、非協力のムードを生んではいけません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
公正の確保	市及び市長は、行政の執行にあたり、公正を確保しなければならない。	一部の人間を優遇するようなことがないようにしなければならない。	2
公正の確保		行政サービスは、全般にわたり公平・公正でなければなりません。不公正であったり、不透明なことがあれば、市民の信頼を損ね、反発を買い、非協力のムードが生まれる懸念があります。公正の確保に全職員の自覚と意識改革が求められます。	3
公正の確保	市は全市民に対して、公正に公共サービスを提供しなければならない。	市民である以上。性別、年齢、職業、病気や障害等で差別や不利益があってはならない。	7
市長の責務	市長は公明で公正な市政の運営に努め、また透明性の向上及び住民参加充実のための措置を講じなければならない。 (公正の確保と透明性の向上、住民参加の措置)	市長の責任はこのように重いのです。	9
執行機関の基本事項	執行機関は、法令、条例、予算、その他市議会の議決に基づく事務を自らの判断と責任において、公正、誠実に管理し、総合的に行政サービスに徹し執行しなければならない。	市民の声にもしっかり耳を傾け柔軟性をもって事務処理をしてほしい。	12
市の責務	市は、市民等が行う全ての営利及び非営利活動を把握し、司法機関等によって公的利益に反すると判断された場合、これを積極的に指導しなければならない。	憲法の基本的人権に関する規定との兼ね合いで難しい面はあるが、今後、無節操な市民等の増加が予想されることから、生活圏の秩序を維持する上で必要なのではないかと	1
公益通報者の保護	市の職員は、行政執行の公正を妨げ市政に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を別に設置する外部の機関に報告しなければならない。 前項の通報を行った職員は、このことによって不利益を受けない。	職員は、全体の奉仕者として、誇りを持って職務に当たってもらいたい。身内でかばいあうことは、市民にとって不利益をもたらすから。	13
	市民の望むまちづくりを実現させるため、監視、監督のためのオンブズマン組織を置く。		1

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
	市政の運営は、公正、公明であり、法に則って規定されなければならない。	現実の姿はそうっていない、外れ歪んでいることが多い	9
(外部監査制度)	会計情報の一層の透明性を確保するために、市は外部監査制度を設けるものとする。	民間人、公認会計士、弁護士などさまざまな人に参加させたい。	9
(第三者監査機関の設置)	公募及び専門家を入れた第三者による監査機関を設置し、公開で行う。		9



4 - 職 員

【たたき台文案】

行政は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければなりません。

職員は、公務を民主的かつ能率的に運営していくことを深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く肝に命じて市政運営にあたらなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
職員	また、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。		5
市職員の責務	市職員は、地方公務員法(法律第261号)を遵守するとともに、市政運営の評価を常に市民に情報公開し、市民によるパブリックコメントの意見を真摯に受け止め、市政運営での市民協働意識を徹底させる。		7
執行機関の責務	市職員の質的向上、公僕精神の育成	市長(職員も含む)は市政運営に徹底したサービスに努める	6
職員の均等待遇と民主的な市政の運営	正規職員、嘱託職員にかかわらず全ての市の職員が等しく労働基準法と育児介護休業法の適用を受けられるようにする。同一労働をしているものがその採用条件の違いによって著しく格差がつけられ、差別的取り扱いを受けないよう配慮する。	育児介護休業法は、労働者のすべてに適用されないと効果がない。女性労働者の50%は非正規労働者であり、現在適用対象となっていないのは問題である。 嘱託職員が同じ労働をして給与が半分しかないのはおかしい。	9
行政職員の意識改革		本庁、支所、事業所において業務にあたる職員の意識が、パブリック・サービスの精神が十分身につけていない者がいます。市民のために各種のサービスを提供することによって、市民の福祉の増進に貢献するという自覚、責任感を、全職員が身につけるように、計画的に教育、研修を実施すべきであります。 予算を伴う案件について、市民の血税を使用する感覚が不足している事例があります。国からの交付金を含めた公金は、すべて市民の血税であることを念頭において、予算執行に当たるべきであります。コスト意識が欠けています。予算を効率的に支出する意識改革をする教育・訓練を徹底するべきであります。	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市及び市職員の責務	市及び市職員は、企画、立案、策定する公共サービス等の効果の予測とその結果に対して、相応の責務を負うものとする。なお、主管部署のみならず、担当者であってもこれを免れない。	やりっぱなしはだめ。血税を預かる立場として責任を持って、業務にあたって欲しい。	7
市職員の責務	市職員は、主権が市民にあることを認識し、且つ、擁護することを心に固く誓い、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く肝に命じて市政運営にあたるものとする。		7
市職員の責務	市職員は、この自治基本条例の理念を遵守し、市民協働の市政運営にあたるとともに、市民の福祉増進に最大限の努力を傾注するものとする。		7
(職員の意識)	市の職員は、業務の中で市民協働を意識し、市民参画の機会を増やしていかななくてはならない	市の職員は3年おきに転勤が多く、プロフェッショナルの育成は難しい。市民の専門家の意見を取り入れていくと、日本一住みやすい町づくりができる	9
職員の意識	市の職員は日常業務の段階から協働を意識し、市民参加、協働の視点を取り入れて業務の執行をしていかなければならない。	パートナーシップ型行政を職員も理解してほしい。 職員は、市民の財産であり、市民生活の向上のためにも、職員のエンパワメントを求めたい。	9



5 議 会

5 - 市議会の基本事項

【たたき台文案】

市議会は、市民の多層な意見を集約し、市民の願いに沿った市政を実現していくことを基本とし、意思決定機関として、またチェック機関としての役割を十分果たしていくことに努めます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市議会の基本事項	市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員により構成された意思決定機関であり、執行機関の市政運営を監視し牽制する機能を果たすものとする。 2 市議会は地方自治法の定めにより条例の制定・改廃・予算・決算の認定等を議決する権限及び執行機関に対する検査、監査の請求等の権限を有する。	この基本事務がしっかり守られ、徹底して議会は円滑に機能する。	12
市議会の基本事項		地方自治法第96条、97条、98条、99条、100条に規定する権限を適切に守り、執行しているのでしょうか。議決機関の職務以外にハミ出しているようなことはないのでしょうか(口キキ、職員の移動に関与、各種の働きかけ等)。議員は、誠実な職務執行をしているのでしょうか、その評価を適切にできるシステムを確立する必要があります。	3
(議会の役割)	議会は市民の多層な意見を集約し、市民の願いに沿った市政を実現するため適切なチェック機能を果たさなければならない。		9
議会	議会は、十分に市民の意見を反映させ、熟慮し、決定しなければならない。決められたことは、確実に実行し市民へ伝えるための努力をしなければならない。	市民の意見をバランスよく反映し適切な決定をし、決定内容に責任を持つためにもしっかり情報公開してほしい。	6
議会の役割	議会は市民の願いに沿った市政を実現するために、適切なチェック機能を果たさなくてはならない	議員は行政に圧力や口利きを行うのではなく、市民の代理として行政のチェックを行わなければならない(利権の排除)	9
議会	市議会及び市議会議員は、市民全体の代表者であることを忘れてはならない。	人事に対する口利き等の行為は、永久にこれを禁止する。	2

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
(規制緩和)	市民の代表である議員が、自由で積極的な討論を進め、市民の意向にあった議会活動を行うために、市は議会内の規制緩和などに努めなければならない。	事前通告制度などがあると、自由な討論ができない恐れがある。議員に話し易い環境を与えてほしい(会派などにとらわれず)	9
(政策立案能力の向上)	市は、議員の政策立案能力を高めるために、図書室を設置するなど、措置を講じなければならない。	議員も、市民といっしょになって条例の制定(議員提案)に励んで欲しい。法務の研修や弁護士の支援などもいるのではないか。	9



5 - 市議会議員の責務

【たたき台文案】

市議会議員は、市民の信託に応え、誠実に職務を遂行していくこととします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市議会議員の責務	市議会議員は市民の信託に応え、誠実に職務遂行に努めなければならない。	市民が市議会に何を望んでいるかを議員はもう一度襟を正して新しい熊本市の発展に協力して欲しい。現状維持では満足していない。	3
市議会議員の責務	市議会議員は、その職務を誠実に遂行しなければならない。	議員は、一部の利益でなく市民全体の利益を考えて行動してほしい。	6
市議会議員の責務	市議会議員は議会の機能が完全に果たせるよう、円滑な議会運営に努めなければならない。		7
市議会議員の責務	市議会は、市民により直接選挙で選ばれた信託議員での構成機関であると自覚し、公正で誠実な自覚を持ち、諸法令等専門知識の研鑽に努め、人格形成を磨き、市民の模範との理念を持ち、市民と同じ価値観を以ってその責務を果たす機関とする。		7
市議会議員の責務		市議会に参加することのない私たちはどのような議会があったのかと、その説明と結論、今後の計画等、市民に明確に報道してもらいたい。	10
市議会議員の責務	市議会議員は、市民の負託にこたえ市議会が前条に規定する機能等を果せるよう誠実に職務遂行に努めなければならない。	議会は市民の代表であるという自覚を以って誠実に市民の要望に答えてもらいたい。	12
議員の誠実な職務執行	議員は市民に選出された代表であるという自覚を持ち、その職務を誠実に遂行しなければならない。		7
議員の誠実な職務遂行	議員は先憂行楽よくその経綸を生かし、他とも融和して忍耐強く条例の趣旨を推進することに努める。	党・信条にかかわらず、選ばれた者は正しい人格をもった誠実な態度で市政に携わって欲しい。	11
議員の誠実な職務遂行	議員は、その出身地域や支持母体の利益のために働くのではなく、市民全体の代表としての基本認識のもとに働くべきである。	一部地域や一部団体のための利益のために働いているかに見える議員も見受けられる。	12

5 - 市議会の情報公開及び提供

【たたき台文案】

市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めることとします。

市議会は、政策及びその決定プロセスを積極的に、より広く、より迅速に、合理的手段で公開することとします。

議会の審議状況等をわかりやすい形で市民に提供するように努めます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市議会の情報公開及び提供	市民は、何ら制約を受けることなく、自由に議会及び委員会を傍聴することができる。	市民の権利として、議会及び委員会がどのように運営議論されているかを知る権利がある。	1
市議会の情報公開及び提供	市議会は、政策及びその決定プロセスを積極的に、より広く、よりタイムリー（迅速）に、合理的手段で公開する。	議会での審議プロセスを市民によりオープン（ガラス張り）にしないと市民の自治意識を高めることは、難しい。 市町村合併等関係する議論を正しく知りたい。	1
市議会の情報公開及び提供	議会は、議会開催前に日程、議題を公告しなければならない。 議会は議会の経過を市民に即時公告しなければならない。	現在の議会は、形式的で実態は議会外で進められている思いがする。従って、議会の姿を市民に知ってもらうためにも議会のオープンにする。	1
市議会の情報公開及び提供		議会の審議状況（質疑応答等）は、市民にはわかりません。（少数の傍聴者を除く）。又、各議員の行動、視察、研修、調査活動等は、市民には見えません。特定の政党、又は、特定の議員が、講演会等の支持者への活動報告としてレポートを出している事例はありますが、議会の情報公開とは言えません。これらに関する要約版としての情報公開・提供を求めるものであります。	3
市議会の情報公開及び提供	市議会は、開かれた議会運営に努め、要請に応じて保有する情報を公開し、市民に提供しなければならない。		7
市議会の情報公開及び提供	市議会は、公開を原則とし、スピーディーに議論も含めて情報を開示する。	議論などを公開することで、市民の代表として認知されるであろう。	10
市議会の情報公開及び提供	市議会は、別の条例で定めるところにより、市議会が有している情報を公開すると共に、会議の公開及び情報提供を実施し、市民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。	議会の情報が市民に伝わることにより市政に対する関心も高まり、連帯感も深まる。	12
市議会の情報公開及び提供	市議会の情報は、すみやかに公開・提供されなければならない。	現在、市議会の議事録のホームページへの掲載は、2ヶ月後になっているので遅すぎる。	12
市議会の情報公開及び提供	市議会は、議会が保有する情報・会議を公開し、市民との情報共有により効率化された議会運営に努めること。	議会が何らかの思惑で情報を公開することを躊躇したり、議会の公開を渋ったり、後ろ向きの姿勢を無くし、市民と共有の上で、開かれた運営をすべき。	13

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
(議会・議員の役割)		協働の思想の具体化として、議会の情報公開と説明責任(それも市民にわかりやすく、市民所有の情報とし、定義・認識する)	9
議会から市民への報告	市議会議員は、議会及び政治活動の状況を文書で報告し、市民等の評価を受けなければならない。	文書化することが大切 HPの開設やメルマガの配信でも可	1
(開かれた議会の実現)	議会に対する市民の関心を高め、市民の代表機能を充実させるために、議会は開かれた議会を目指すものとする。	委員会の公開など、市民にむかって開かれた議会をめざしてほしい。	9
広報活動	市議会は、住民が自宅でも議会中の状況を把握できるように、議会中継のもとに議会を開催する。	市議会議場まで行かなくとも、住民が自宅、公民館で会議中の状況を把握できるように、ライブで中継できるようにする。より住民を意識した議会が確保できるし、自分が選んだ議員の活動をチェックできる。	2



6 コミュニティ

6 - やさしさ・思いやりのあるコミュニティの創造

【たたき台文案】

市民は、自らやさしさ・思いやりあふれる地域、コミュニティを創るため、市民として互いに尊重するよう努め、熊本市は全市をあげて、やさしさや思いやりのあるコミュニティの創造に努めることとします。

コミュニティにおいては、お互いの個性を尊重することを原則とし、過干渉になり過ぎないようにお互い配慮することとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
やさしさ、思いやりのあるコミュニティの創造	コミュニティは、必要なときに支えあう関係を目指し、お互いの個性を尊重することが原則にある。	過干渉なコミュニティはいやだけど、乾燥しすぎたお隣さん同士も寂しいので、何事も適度に、を目指す。	6
やさしさ・思いやりのあるコミュニティの創造	市民は、全てまちづくりに参画する権利を有しており、決して一部の住民によるまちづくりではない。	人材交流と地域マネーの流通を行うことで、よりやさしい思いやりのある“まち”を創造する。地域マネーは、住基カードを活用する(補助金あり)。	2
やさしさ・思いやりのあるコミュニティの創造	市民は安心して生きられる権利が得られるようにする。	最近、近所の人達が高齢化してきているので、どうしているかもわからない状態です。自分の事でも出来ているか？地域で助け合っていく必要があると思う。	3
やさしさ・思いやりのあるコミュニティの創造	市民は、自らやさしさ・思いやりあふれる地域、コミュニティを創るため、市民として互いに尊重しあう。	向こう3軒両隣の関係が薄くなってきており、近くで事件があり、隣の人が傷ついていても気付かない状況がある。また、近所同士での問題もゴミ問題などが起きている。地域でお互いを尊重しあうことが大切で必要であると思うから。	7
やさしさ・思いやりのあるコミュニティの創造	熊本市は、全市をあげて、やさしさや思いやりのあるコミュニティの創造に努める。	人にやさしく、環境にやさしく…といった全ての他者への思いやりをもって生きることで、多くの問題(社会不安などを含む)の発生を予防することができるだろう。	10
(コミュニティの活性化)	市は、コミュニティにおいて市民が学習したり、課題解決についての話し合いをしたりする活動を支援するものとする。	機能不全に陥っている(行政の下請け機関の)自治会をきちんとした学習と意見交換の場として再生する。 コミュニティセンター等を拠点として、町づくりの活動の場をつくり、市民が活動に対して前向きになるようにする。	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
コミュニティ	地域コミュニティのみならず、意識コミュニティの形成も行っていくものとする。	同じ志を持った人々が地域の枠を超えて共同体を作っていくことも大事なことであると思う。NPO 共同体など。	1
地域教育の充実	地域は、地域住民及び子どもたちへの教育を心がけ、教育の機会を設ける。	地域も人づくりに参加すべきで、地域内での人間のつながり、つながりを作ることで、地域住民や子どもたちの人間性を高める。学校や家庭のみではできない人間づくりの一端を地域も担う必要がある。	7
外国人の権利を受け入れたコミュニティづくりをする		地方自治は地域住民の声を反映したものでなければならぬので、それには、日本人だけではなく、外国人にとっても住み良いものでなければならぬ。	8



6 - コミュニティにおける市民の役割

【たたき台文案】

市民は、できるかぎり、地域社会へ自ら協力し、お互い住みよい地域になるよう努力することとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
コミュニティにおける市民の役割	市民は、まちづくりの担い手として、コミュニティに協力・参加し、各役割を認識し、コミュニティを守り、育てよう努める。	人々が集う大切さは、他人を知り理解することでもある。集団維持には、他者への思いやりが当然必要であり、これが発展したものが町であり、市である。	10
市民の義務	熊本市民は、コミュニティにおける市民の役割として地域社会に積極的に参加しなければならない。	地域住民の権利(エゴ)だけで、義務を忘れていく人が多い。	10
市民の義務	市民は、地域社会へ自ら参加し、やさしい、思いやりのあるコミュニティの創造に努める。	同じコミュニティに住む人々が、押しつけでなくその一員だという認識を持ってほしい。	6
コミュニティ	市民はコミュニティを守り、育てる責任と義務を有する。	自治会の役割をもっと大きくし、市民の意見、要望を一元的に統括する。(不活発な自治会の問題)	9
地域社会へ自ら協力する	市民は、まちづくりにおける市民の権利と義務を果たすべきである。	地域住民が知り合い、助け合い、地域を愛することが出来るように、コミュニケーションの場や、学習会の場で深めて行くことが必要だと思う。	3
地域社会へ自ら協力する	市民は、自治会活動やその他の活動を通して町づくりの責任を自覚し、やさしい町、豊かな町づくりに貢献する。	目標をもって町づくりに取り組む市民活動ができるようになるのは夢ではない。市民の幸せは自治活動の推進にかかっている。	8
地域社会へ自ら協力する。	市民はできるかぎり、地域社会へ自ら協力し、お互い住みよい地域になるように努力する。	学生である私たちは、地域社会との交流があまりなく学生だけで孤立した感覚があるので、学生も地域コミュニティに参加し、社会経験の豊かな方々と交流し、モラル向上、また思いやりの心を深めるような場が必要だと思います。年齢に関係のない幅の広い地域コミュニティを広げていく必要があると思います。	1
地域社会へ自ら貢献する	高齢化社会になって行く中で、自分達の地域は、自分たちで住み良い、安心して暮らせる町にするために、自分に出来る事を何らかの形で貢献することとする。	最近地域の人が見えにくくなって来ていることに不安を感じています。高齢者で健康な人、1人暮らしで体の不自由な人、さまざまな地域住民環境の中で暮らしています。うまく助け合って行けないかと痛感しています。	3
地域社会へ自ら貢献する	市民は、まちづくりにおける市民の権利と義務を果たすべきである。	地域住民が知り合い、助け合い、地域を愛することが出来るように、コミュニケーションの場や、学習会の場で深めていくことが必要だと思う。	3
地域住民の意見を出す場を作る	市政は、コミュニティセンターを整備する 市民は、自主的に制度を創造する	住民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 情報の提供 コミュニティ新聞	8

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
まちづくりの評価	コミュニティは、自らが立案・運営した全ての行為の成果及び効果を自己点検・評価し、その結果を公開して外部評価を受けなければならない。	大義名分のない思い付きの行事が多く、真に取り組むべき問題がお座なりにされる傾向がある。コミュニティの構成員の合意無く行われる行事に、公の予算が執行される矛盾の防止。	1



6 - 地域への分権

【たたき台文案】

民主主義の基本である人々の集合（集団）から、まちや市が生まれていることに帰結して、小さな意見を持った集まり等も尊重すべきですから、市民一人ひとりの多様なつながりであるコミュニティが、各場面で中心となるよう連携します。
行政担当者と市民が地域の問題を議論し、解決し、実行していくことが必要であるため、行政は、人員と予算を地域につけるよう努めます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市政はコミュニティが中心となる	市民一人ひとりの多様なつながりであるコミュニティが、各場面で中心となるよう連携して市政を支える。	民主主義の基本である人々の集合（集団）から、町や市が生まれていることに帰結して、小さな意見を持った集まり等も尊重すべきである。	10
市政はコミュニティが中心となる	市政は、コミュニティを整備する必要がある 市民は、コミュニティ活動に自主的に参画する	コミュニティを認識して総合的視点にたって、まちづくり活動において行動と発言に責任を持つ	8
コミュニティ	コミュニティとしての自治会を位置付ける。	基礎的な自治単位として、自治会、町内会を置き、町づくりの最小単位として活動を行う。地域づくりを活発なものにする。	9
地域コミュニティ	行政が人員と予算を地域につける。	行政担当者と住民が地域の問題を議論し、解決し、実行していく。	1
	市民が主体のまちづくり	地域（地区）で行われる事業は、町内会などの合意をもとに実施する。また、計画、実施管理段階まで市民が責任をもつ。	9

6 - コミュニティへの市の支援

【たたき台文案】

熊本市は、地域におけるコミュニティ、市民のコミュニティを育て活性化する機会を設けるよう努めます。
市は、コミュニティに関する情報を取得し、及び提供することとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
コミュニティを育てる場の設置	市は積極的に合理的手段で市民のコミュニティ活動の場を提供する。	・例えば、この市民会議、インターネットを通じて意見交換ができると効率的 ・距離とか時間の制約のバリアを低減 ・市のホームページの充実	1
コミュニティを育てる場の設置	市は、地域におけるコミュニティ、市民のコミュニティを育て活性化する機会を設ける。	現在、地方自治体、町内自治会が機能していない現状がある。住民自治会に働きかけることも必要だが、資金面で援助している市も、自治会を活性化させる必要があると思う。あくまで自治であるけれど、自治を育てる機会を設けることは必要だと思う。	7
コミュニティを育てる場の設置	行政は、自治会や市民のサークル等へ積極的に参画し、市民との協働活動を推進する。市民の自治意識と活動を引き出すことに努める。	市民の多数は行政のリードを待っている現状である。目覚めさせ、一人歩きできるようになるまで、じっくり取り組んで欲しい。	8
コミュニティを育てる場の設置	市は、コミュニティに関する情報を取得及び提供する責務を有する	・市が情報を収集、整理、保存する。 ・住民のつながりを助けるスペースをつくる。 ・連絡、お知らせ、広報等情報の共有	8
コミュニティを育てる場の設置	市はコミュニティの萌芽を支援し、必要な場の提供などを積極的に行う。	コミュニティには場(スペース)が必要である。…集まる為に具体的には、空間(建築や外部空間)であったり、紙面やネットスペースであったりするだろう。時代に合った場を公が設け、開放することが重要	10
コミュニティ組織	市及び市民は、コミュニティ組織をつくり、町づくりについての学習や活動を行うものとする。 また、コミュニティ活動は、寛容と共感をもって行い”参加しない自由”も尊重するものとする。	町づくり協議会が、行政の下請け機関でなく、学習と活動の場となることを期待する。市民のエンパワーメントと意見を行政の場にとどける場所として活用したい。 ただし、参加は強要してはいけません。	9
市とコミュニティのかかわり	市は、コミュニティの公的利益に拘わる営利及び非営利活動を支援する施策を積極的に講じなければならない。	コミュニティビジネスの醸成	1
市とコミュニティのかかわり	自治会活動活性化のため行政は積極的に支援し、評価も含めて市民と共に自立を推進しなければならない。	自主的、自立的な市民の活動は、行政との協働から生まれ育つものである。この信頼関係は住みよい町づくりには欠かせない。	8

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市とコミュニティのかかわり	市は、住民及びコミュニティまたは各種団体の自主的な活動を尊重し、活動することができるよう努めなければならない。	民だけ、市と民、民と民それぞれの活動が積極的にできるようにする。	11
市民とコミュニティのかかわり	市は、コミュニティの自主自立性を尊重し、その活動を支援する。	自発的に生まれる人々の集まり(いろんなスタイルがある)を支援することは大切であり、独立性の尊重により、自由と責任が保障される必要がある。	10
地域教育の充実	校区の歴史を学ぶ権利を市は保障する。	小学生に地元校区の歴史について1～2時間の教育をする。	12
地域住民の意見を出す場を作る	市は、市民等の意思が市政に反映されるよう、市民等が市政に積極的に参画し、意見を述べる機会を拡充するよう努めなければならない。	ただの参画機会の拡充だけでなく、市民が「積極的」に市政運営に参画する機会を拡充すること。 市民が、口を出し、手を出し、自治意識を高揚させていく下地づくりをしていくように。	13
地域住民の提言の場の設定		市と住民の対話は、市政の内容の周知、意思疎通、住民の意思反映、信頼の醸成等の効果があります。対話集会を計画的に継続して開催し、住民の意思を尊重した行政執行を行うように求めます。	3



7 参画及び協働

7 - 参画及び協働の原則

【たたき台文案】

市民は、住民自治の実現を図るため、協働の精神を基本とし、市政に参画する権利を有し、市は、その環境づくりに配慮しなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
参加及び協働の原則	市民等は、市外の人々の知恵や意見を積極的にまちづくりに取り入れるよう努める。	市民のみで取り組むとマンネリ化し、自己満足に成り易い。	1
参画及び協働	前項の目的を達成するために、市民等及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が自らの判断と責任のもとに市政に参画することができる住民自治の実現を保証するものとする。	市民の意見や苦情を尊重するのみではなく、実現することを原則とする。(条例の制定改廃等を含む)	3
参画及び協働	教育の充実、地域教育の充実、社会教育の充実、子どもたちへの市民教育	市民意識の向上が第一の課題とすれば、教育の充実こそが先ず第一歩となる。学校・教育委員会の思考力をせめて世界水準にしてみたい。	5
参画及び協働の原則	人の和をつなぐ住みよいまちを目指す参画協働のまちづくり。	住民一人一人の心の交流が信頼・安心の住みよいまちをつくる。	11
(市民の責務) (納税の義務及び自治意識と責任)	市民は納税の義務を果たすとともに、地域社会や市政に関心を持ち、積極的に自治を行おうとする意識と責任をもたなければならない。	市民は、自治体業務の計画、執行、評価を自ら行おうという強い自覚と責任をもたなければならない。せっかく市が情報公開しても、それを分析する力と関心がなければ絵に描いた餅となる。	9
市民参画の原則	国籍や、性別、年齢などに関係なくすべての市民に参画する権利がある。	市民参画は男女共同参画を原則とし、子どもの意見表明権を保障する。	9
市民主体の町づくり	町づくりは市民が主体となり、市民の自発的かつ積極的な参加によって支えられ、創られていかなければならない。	これからは住民自治の時代であり、市民とともに市政をつくる必要がある。住民参加の充実のための措置を講ずることは、市の責務として地方分権推進一括法にかいてある。それをわかり易くいったものが市民主体の町づくりである。	9
(参画における市民の責任)	市民は市政に参画することによりその責任の一端を負う。	すべての人に参画する機会が保障され、情報が平等に与えられれば、市民の自己責任が発生する。	9
	住民参画システムを確立する	すべての事業において、住民がかかわるような実施体制を基本とするよう制度化する。	9

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
	意見、要望は老若男女を問わない		9
連携	市及び住民、事業所等は善良なる誠意を持って、お互いに連携し、この条例を遵守しなければならない。		13
連携	熊本市及び熊本市民は前項の目的を達成する為に、権利及び義務のあらゆる面で連携していくものとする。	主体は市民、それを包むのは市である、その連携は非常に大切な要素だ。	13
連携、情報共有	まちづくりについては、先進地・市と連携し(目的に向かって)推進する。		2
協働の原則	行政と住民の対等性	町づくりは、市民の自主的・主体的な活動によってささえられるべきものであり、市民が的確な情報を持ち、目的を共有して、自治体とともに協議し、判断できる環境が必要であるということ。	9
協働の原則	住民の自主性・主体性	町づくりは、市民の自主的・主体的な活動によってささえられるべきものであり、市民が的確な情報を持ち、目的を共有して、自治体とともに協議し、判断できる環境が必要であるということ。	9
協働の原則	目的の共有化	町づくりは、市民の自主的・主体的な活動によってささえられるべきものであり、市民が的確な情報を持ち、目的を共有して、自治体とともに協議し、判断できる環境が必要であるということ。	9
協働の原則	情報の開示	町づくりは、市民の自主的・主体的な活動によってささえられるべきものであり、市民が的確な情報を持ち、目的を共有して、自治体とともに協議し、判断できる環境が必要であるということ。	9
(議会と協働)	市民と協働のまちづくりを進めることは、議会の役割を軽視するものではなく、より市民の要望にそった形になるようにするためのものである。	議会と執行部はよく話し合って意思の疎通をスムーズにしてほしい。	9

7 - 男女共同参画社会

【たたき台文案】

市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同して参画することを原則とします。
市は、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な措置をとるよう努めるものとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
男女共同参画社会の実現にむけて	市は、男女共同参画社会の実現にむけて、積極的改善措置をとらなければならない。	審議会の委員の女性の割合は、20%台でまだまだ低い、啓発も足りない。議員の人数はわずか1桁である、有効な啓発事業をやって欲しい。	9
(市民参画の原則)	市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。 国籍や職業、年齢などに関係なくすべての市民に参画する権利がある。	審議会に占める女性の割合は2001年3月現在で20%しかなく、未だ男女共同参画がすすんでいない。女性の参加が増えないと、女性に有利な政策提案をすることができず、結果として不利益をこうむることになる。	9

7 - 行政計画過程等への参加

【たたき台文案】

市民は、事業の企画立案・内容決定・実施・評価及び監査の全過程を通して積極的な参画ができることとします。
 行政は、計画策定の始めの過程から、内容を公開し、意見を求め、市民の参画をうながすよう努めることとします。
 行政が具体的な計画を策定するにあたっては、広く市民の意見を聞くパブリックコメントを実施することとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
計画の策定等における原則	市は公共サービスや、各種事業等の計画、立案、策定等にあたり、事前に市民の意見を反映させなければならない。また、市民が主体的に参画できる環境を提供しなければならない。	何をつくるのではなく、誰のために作るという姿勢が大切であると考え。サービスの対象者たる市民のニーズを反映させるのは当たり前のことだからである。	7
計画の策定等における原則	前項における市民の参画できる環境は、以下の通りとする。細則はこれを別に定める。 1)パブリックコメント 2)審議会及び委員会 3)NPO法人等の活動 4)住民投票 5)苦情処理窓口	市民の参画できる場を設置し、これを積極的に活用することが、必要だと思えます。	7
計画課程等への参加	市民は、行政の計画課程等への参画の権利を有する。	ほとんど変更が不可能な状態まで進んだ計画を説明し、意見を聞いたという形だけの会議を散見する。 もっと前段からの市民参画を行うことで、より住民のためになる行政を行うことが可能となる。	2
計画過程等への参加	市民は、その段階に応じて市政に参加する権利を有する。	様々な段階で参加することにより、より透明で身近な行政が行われるようになってほしい。	11
計画策定の手続き	まちづくり等に関する具体的計画の策定にあたっては、広く市民の意見を聞くパブリックコメントを実施する。	計画の目的が市民のためにあるはずであることを考える時、周知してもらうと共に、参加協力を求める目的でも、意見を求めることは基本である。	10
計画策定の手続き	まちづくりは、客観情勢による変化に照応し、それに最も適する手段・実施を検討し、継続性のある改革に努めなければならない。	「計画は策定してあります」では、時流の激しい現在、取り残される懸念が大きい。常に社会を直視して継続性を保持し改革に努めるべきである。	13
計画策定への参加	熊本市は第1章の基本理念を中心として、市民一人ひとりの計画策定への自主的な参加が大切である。その中でも特に高齢化社会の進む市政状況の中で市民の意識改革とやさしさと思いやりのある市政コミュニティがその中心となる。	計画策定への参加は熊本市を市と行政が協力して作り上げてゆくという基本理念が先ず大切でありその輪を周囲に広げて行くという理想と実践こそが重要である。	10

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
全員参加のまちづくり	市は仕事の企画立案実施及び評価それぞれの過程において市民の参加を保障する。	これまで何か出来ることは分かるが、出来た後、地域住民が利用に不便が多々有った。地域住民のアイデアを聞くことが大切。	12
まちづくりに参加する権利	市は、市政の政策立案から法定及び評価云々の過程において市民参加を保障する。	重要な政策立案するとき庁務的なものになる可能性も考えられる。市民の意見は、重要なもので、自らの発言行動に責任を持って参加する権利を平等に保障すべきである。	13
参画及び協働の原則	市は事業の企画立案、内容決定、実施、評価及び監査の全過程を通して積極的な市民参画を進めなければならない。	市と市民との間で、対等で強い信頼関係を築くためには、市の徹底した説明責任の遂行と透明性の確保抜きには成立しない。	9
(市民の意見集約の方法)	市民の意見集約の方法は、先進自治体の例に学びながら多様な手段を取り入れ、丁寧に集約を図るものとする。	アンケート、市民会議、公聴会、電子メールなど、いろんな方法をつくして、市民の意見を集めること、また、パブリックコメントを求めていることの広報に努めること。 市民会議(例;市民文化工房)は年2回では足りない。	9
(市民参画)	市は事業の企画立案・内容決定・実施・評価及び監査の全過程を通して積極的な市民参画を進めなければならない	市と市民の間で対等で強い信頼関係を築くためには、市の徹底した説明責任の遂行と透明性の確保抜きには成立しない	9
市民参加	市民等及び市は、市政の運営(行政活動)に関し、別途定める「市民等の声を活かす条例(仮称)」に基づいて民主的に行い、政策の策定・実施に於いて整合性及び透明性を確保する。	別途、市民参加に関する詳細な規定(例えば、「市民等の声を活かす条例(仮称)」)を定める必要があるのではないか。 参考資料:石狩市「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	1
市民参画	全ての政策決定過程に市民の参加を保障し、市民委員会を組織する。	市民の参加があってはじめて、民主主義が保障される。	9
(事業の見直し)	市は多額の費用がかかる事業については、経済状況の変化に応じて見直しをはかり、適切なコストで実現できるようにすることができる。ただし、予算削減が関係者に重大な影響を与えることが予測される場合、市民会議等で市民の意見を十分に集約し判断する必要がある。	何年も前に決めた計画をそのままやるのではなく、経済状況をみて判断しないと財政危機になる。経営者は世の中の状況を見極め、今ある最適な策を講じるのは常識である。	9
	市は、市の仕事の計画・実施・評価の各段階に市民が参加できるよう配慮しなければならない。	市民は、市役所の敷居が高いと思っている。	9
	市は計画策定の始めの過程から、内容を公開し、意見を求め、市民の参加を促すこと。		9
(政策形成への市民参加) パブリックコメント制度	事業内容は市の積極的な情報の提供を受けて素案段階から市民参加方式で行い、パブリックコメントや市民の提言などをうけて市が判断し決定する。	できれば、市民と職員が協働(共同・コラボレート)で原案をつくりたい。パブリックコメントはアンケートだけでは不十分で、年2回以上の市民会議(意見表明する場)が必要である。	9

7 - 市議会への参加

【たたき台文案】

市民は、市議会へ意見を述べ、提案するなどの積極的な参加をすることができます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
政策に係る市民等の意見提出手続	政策請願(仮称)を受理した議会は、可決否決に関わらず、議決理由を請願者に説明しなければならない。(請願審議会)		1

7 - 意見提出手続

【たたき台文案】

市は、市民の市政に関する意見や要望などを迅速かつ誠実に処理し、市民が市政に積極的に参画できるよう努めなければなりません。市民からの意見や要望などは、できる限りその取り扱いが明確にされなければなりません。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
市民等の市政への要望の取り扱い	執行機関(市)は、市民等の市政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、市民等が市政に積極的に参画する権利を保護しなければならない。	市の各機関は、市政に関する要望を処理するシステムを構築してほしい。	13
市民等の要望の取り扱い	市民等の要望の取り扱いについて審議機関を設ける。	当該所管機関の審議のみでなく、重要な事項については、広く市民の声を聞く機関を設けたが良い。	1
市民等の要望の取り扱い	市民等からの要望は、できる限りその取り扱いが明確にされなければならない。	住民の意見を意識してもらう	11
市民等の要望の取り扱い	市は、市民等の市政に関する要望等が提起されたときは、迅速誠実に計画性のもと調整をしての運営で、市民の権利や受益の保護に努めなければならない。	従来散見された先例踏襲だけを提要に後ろを向いた消極態度で、斬新の意識が全く見られない雰囲気は、これをバネに払拭すべきである。	13
市民の要望の窓口の設置	市民の率直な意見・要望等をきくため、窓口を設置しなければならない。	市民は、何らかの不安や、要望等がかかえていても、なかなか言える機会が少ない。窓口を設置することにより、意見する場をつくと共に、市側もそれに答えやすい場を作ることができる。また、市民の意見を生かすことができやすい。	10

7 - 審議会委員の公募

【たたき台文案】

広範な意見を取り入れ、市政の発展、充実、信頼を確かなものにするためには、多種多様な職歴経験者や主婦なども参加したほうが望ましいと思われるので、市は、審議会委員の公募採用に努めるものとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
審議員の公募		行政執行に関して各種の審議員が設置されています。審議員の委員は、特定の方法で推薦し、選任されています。これらの審議員は、広く公募し、多種多様の職歴経験者、主婦などの広範な意見、提言を取り入れる必要があります。このように改めた方が、市政の発展、充実、信頼を確かなものにすることができます。審議員の公募制採用を求めます。	3
審議員の公募	市は審議会等の委員を選定するときは公募の委員を加えなければならない。 (懇話会、懇談会、各種の市民会議を含む)	委員を選ぶ時に、長につく人(自治会長、PTA 会長、校長、理事長等)を選んでしまう傾向があるが、これをすると、女性が非常に少なくなってしまう。男女共同参画社会の実現のためにも、市民の公募は必要である。	9
審議員の公募	市は市民の意見要望等を迅速かつ誠実に処理し、市民等の権利利益の保護に努めなければならない。	市民の要望が円滑に処理されているのか、事務的な処理が行なわれているか	12
(審議会への女性登用促進)	審議会の委員の女性の割合が少ないので、女性の登用を積極的に進める。	男女共同参画社会の実現にむけてのポジティブアクションの一つ	9
(市民委員会の設置)	政策や予算作成に市民が参加もしくは提言・検討できるように、市役所の各部署に対応した市民委員会を設置する。 委員は公募する。	市長は、職員だけでなく、市民委員会に政策や予算編成を委託し、両者を公開の場で検討し、より良い政策や予算を作り上げる。	9

7 - 市民活動団体との連携・協働

【たたき台文案】

市は、公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、必要な支援策を講じることとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
(市民活動の支援：NPO 支援)	市は公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、必要な支援策を講じるものとする。	市民や市民団体(NPO)に公益活動を担ってもらうことは、安上がりの行政を進める上で重要な意味をもつ。NPO への積極的な支援策を求めたいし、雇用の場をつくることにもつながる。	9

7 - 住民投票

【たたき台文案】

市は、熊本市に関わる重要事項について、直接、住民の意思を尊重するために市民投票行うことができます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
住民投票	市は、別に定めるところにより、住民投票制度を実施することとする。	重要な問題に対しては、直接民主主義も必要ではないか。	2
住民投票	市民は自らの意志決定の手段として住民投票請求を行うことができる。	自治にとって重要な事項を決める際、直接、自らの意志を反映させることが出来る手段を市民が保持することは重要と考える。	12
住民投票(制度)	市は市の将来にかかわる重要事項について市民の意思決定のための制度を設ける。	アメリカでは住民自治がすすんでいて、小学校1つ建設するのにも住民投票するという。そのため、住民は積極的に学校運営にもかかわるようになる。タックスペイヤーに市民が育つ。	9
住民投票(制度)	住民投票制度実施にあたり必要な事項は別に条例で定める。	アメリカでは住民自治がすすんでいて、小学校1つ建設するのにも住民投票するという。そのため、住民は積極的に学校運営にもかかわるようになる。タックスペイヤーに市民が育つ。	9
住民投票(制度)	市長及び議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。	アメリカでは住民自治がすすんでいて、小学校1つ建設するのにも住民投票するという。そのため、住民は積極的に学校運営にもかかわるようになる。タックスペイヤーに市民が育つ。	9
住民投票の実施	市は、熊本市に関わる重要事項について、直接、住民の意思を尊重するために市民投票制度を設けることができる。		5
住民投票の条例化	市民投票に参加できる者の資格その他市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ別に条例で定める。		5
住民投票の請求権他	市民は、市政の中で地方自治法での市民への諸権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、市議会議員及び市長等の解職請求権等を有する他、()に定める住民投票を請求する権利を有する。		7
住民投票条例の制定		市民の生活、環境等に広範な影響があると、市長が判断したものは、議会の議決、市長の決裁前に、市民の意向を確認する必要があります。その確認の方法として、住民投票条例の制定を求めます。市の有権者の3分の1以上が投票し、その過半数の賛成があった案件を、市民の意思確認として、議会における議決と、市長の決裁事案とする必要があります。	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
住民投票条例の制定		市民の生活・環境等に大きな影響があると市長が判断した案件は、市民の意向を確認する必要があります。確認するため、市民の意思意向を住民投票の方法を採用する必要があります。住民投票条例の制定を求めます。	3



8 まちづくり

8 - まちづくりの原則

【たたき台文案】

市民一人ひとりが自らの幸せを実現し、また同時に他の市民の幸せの実現をも尊重していくことを基本とし、誰もが健康で文化的な生活をおくることができるよう市と市民が協働しながら、この章に定めることをはじめ、市民の福祉の向上を図るためのまちづくりを目指します。

市の職員は、自らも市民の一員であるということを自覚し、まちづくりに参加することに努めます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
全員参加のまちづくり	市は、全員参加のまちづくりに努める。	老若男女にかかわらず広く参加しやすい。(幾つもの個人の趣味に応じた部会等を設けて。)	1
全員参加のまちづくり	市民は、自らが居住するコミュニティにおいて、全ての市民が参加するまちづくりを行うことを心がける。	まちづくり、自分の地域づくりは、一部の人たちだけの手で行われることは、意味がない。地域住民みんなで、みんなの意志と納得の上で、行われることが望ましいと思う。「人民の、人民による、人民のためのまちづくり」というような意味。	7
全員参加のまちづくり	市政は、全員参加のまちづくりに参加する権利を保障する 市民は、自主的に参加する	市民のまちづくり参加はお互いに平等であるということを認識し夢を創造する	8
全員参加のまちづくり	「まちづくり」は住民全員参加を基本に積極的に協力しなければならない。	「まちづくり」は現在各種団体等で個別に実施しており、校区全体で参加する環境をつくりあげるべきである。	10
全員参加のまちづくり	まちづくりは、住民自らの意志で参画し、協働していくべきである。	積極的にまちづくりに関わりたい。	10
全員参加のまちづくり まちづくりに参加する権利 満20歳未満のまちづくりに参加する権利	まちづくりは、全ての住民が参加する権利を持ち、年齢、性別、心身の状況等社会的経済的環境を越えて平等である。	一部の住民だけとするまちづくりは、長続きしなかったり、反発があったりです。上手いかわない。	13

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
全員参加のまちづくり連携	全員参加のまちづくり連携	地域の住民がお互いを尊重し、おもいやりの心で連携することですみよいまちづくりが実現する。	11
まちづくり	市民は、年齢にかかわらず、まちづくりに関する活動に参加し、活動することができる。	自分たちのまちは、自分たちの手でつくりあげるのだという、市民ひとりひとりの思いが重なりあったとき、はじめて大きなパワーを持つことができると思う。	1
まちづくりにおける市民の権利と義務	・熊本市民は、積極的にまちづくり運動に参画する。 ・熊本市民は、各々まちづくりに参画し、結果についてリーダーは責任を負う。	リーダーがややもすれば、責任逃れするのを防止するため。	2
まちづくりにおける市民の権利と義務	熊本市民は、積極的にまちづくり運動に参画する。	誰でも自由にまちづくり運動に楽しく参加できる環境づくりをする。	2
まちづくりにおける市民の権利と義務		昔と違って現在は自分さえよければよいといった考えが多く、世の中の出来事に無関心です。今こそ一人ひとりが積極的に働きかけ、そして同時に各々のきまりを守ってはじめて権利と責任が生まれる。	10
まちづくりにおける市民の権利と義務	協働のまちづくり活動への積極的な参加を推進する。	まちづくり活動等に全員参加(全ての市民)することで、人や郷土に対する愛情を育てることができる。	11
まちづくりにおける市民の権利と義務	市民は市と協力してまちづくりに参加する権利とそれを執行する責務がある。	市民の中には権利は主張するが義務を果たすものが少ないのは残念である。	12
まちづくりに参加する権利	市民は、自らまちづくりに参加する権利を有する。	市民は、まちづくりに参加したいと思えばいつでも何らかの形で参加することができる。市民同士で好き嫌いで参加を断る権利などは与えられていない。市民は、子どもであっても老人であっても、市民である限りまちづくりに参加することができるのは当然であるから。	7
まちづくりに参加する権利	市民は、年代等に関係なく、まちづくりに参加する権利を有する。	年代に合わせたアンケートを取って、総合して、出来るものから順に行動し、解決していくようにして行けたらいいと思います。	7
まちづくりに参加する権利	市民は、「日本国憲法・第3章国民の権利及び義務」の法の基にあると同時に、この基本条例に則り、熊本市の21世紀・新しいまちづくり等に積極的に参画する権利・知る権利を有する。		7
まちづくりに参加する権利	まちづくりに参加する権利	すばらしい熊本市はそれを構成する一つ一つのまち(校区)が住民の積極的な参加・活動によって活々としたときにその集合体として実現する。	11
(財政措置)	市は、市民と協働の町づくり推進のため、啓発事業等の必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	協働の町づくりを実現するためには、財政措置も必要。	9
職員の責務	熊本市職員は、自らも市民であるということを自覚し、まちづくり等の活動に参加しなければならない。	市職員も市民である以上、まちづくり活動に無関心であってはならないと思う。「積極的にとまでは云わないけど、せめて声をかけられたら出てこようよ!!」	1
	老若男女にかかわらず広く参加し易い幾つもの部会を設ける。	全員参加のまちづくりのため	9
医療・福祉サービスの充実	市の行政は、福祉サービスの充実によって、地縁、血縁に代わる市民が安心できるネットワークを作る	老人の一人暮らし、老人世帯の孤立を防ぎ、老人の個人の自由と市民全体の安全を図る。庭そうじをしたり、町的美観を整えてくれる身近な老人の暮らしは子供たちにも必要です。	8

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
健康、心の平安、健康情報	市は、市民が無用の健康不安にあおられることのないよう、正しい健康情報の提供につとめる	多くの高齢者が不安から無用の検査を繰り返し、無用の薬を多量に服用し、健康を害している現実をなんとか変え、健康不安からくる病を追放したい	4
健康市民となる権利	市民は誰も健康になる権利を有する	市民一人一人が健康であれば医療費の負担が抑えられ、地域でのスポーツ交流があれば地域の連携と活性化につながる	8
健康市民になる権利	市及び市民は、福祉を充実させるよう努めなければならない。これにより、市民は健康な生活を送る権利を持つ。	市は、熊本市民が誇りを持って生活できるよう福祉の充実を図るべきである。そして、高齢者、障害者の人々が安心して暮らせるやさしい環境づくりを全市民が取り組む必要がある。	2
健康市民になる権利		障害者も安心して地域で暮らせる環境を充実させるべきである。	2
健康市民になる権利		市民は、等しく幸せになる権利を保有しています(地方自治法第10条第2項 役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う とあるのを参照)。この権利を侵害・阻害する各種行為の発生防止と、発生した案件を速やかに排除すべきであります。又、再発防止の措置を採らなければなりません。誰もが健康でゆとりのある生涯を送る権利があります。しかし、健康に恵まれない人、不幸にして不慮の事故や病気にかかって、健康を損ねる人がいます。健康を阻害する要因の排除、病気にならない方法、予防医学の研修等の措置を採る必要があります。	3
健康市民になる権利	健康市民になる権利	熊本市は市民の健康に積極的に取り組まれており、今後も未永く続けて欲しい。	10
健康市民になる権利	市民は、心も身体も健康になる権利を有する	市民一人一人が健康になれば、市も活性化し、医療費負担も少なくなる。また、校区毎の健康シンポジウムなど(体操、料理教室)などをしてほしい	12
高齢者の福祉	最後まで人間の尊厳を失わずに生きられるような高齢者への福祉を行う。	介護保険の導入により、高齢者への福祉は制度的には整いつつあるが、最後まで人間の尊厳を失わずに生きられるような高齢者への福祉を求めていきたい。	12
幸せになる権利	人権と生命を尊重する。	誰でも平和に幸せに暮らせる権利があり、お互いに思いやる心が必要。人は一人では生きてゆけない。自分一人だけの幸せはありえない。全ての人の幸福を願い、かかわってゆくことが大切。	11
幸せになる権利	市民一人一人は自らの幸せを実現できる権利を持ち、同時に他の市民の幸せの実現をも尊重する義務を持つ。	自らが幸せになることは大切だが、同時に他のことも尊重出来る市民でありたい。	12
幸せになる権利	生命を守り、人権を尊重する。	人は、自ら、そして他の人々の生命を大切にし、お互いを思いやる心が大切。	12

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
(資金の環流と経済の再生)	市民は自分達の生活を良くしたいという願いを、地元の経済を良くしていこうという行動を進める。地元でお金を使い、地元で貯蓄し、地元の企業に資金を融資してもらい、地元の中で資金のサイクルを作り上げる。そのことにより地域経済を再生する道筋をつくる。 市は事業所や経済団体、銀行などと連携しながら、地域の資金が他県に逃げることなく地域で豊富にまわっていくように対策を講じるものとする。	このまま他県の景気が回復し、熊本だけが停滞したままであるならば、企業の倒産や支店の廃止がすすみ、ますます景気が冷え、ビルは空きビルとなり、町はゴースタウンとなる。 市と銀行と政府系金融機関が手をつないで、融資策を講じる必要がある。	9
障害者、高齢者、子どもが安心して暮らせる町づくり	市の行政は福祉ネットワークをもっと身近にできる制度をつくる。子育てや保育看病など個人の家庭が代替できるような行政の貸付等援助する。(住宅改造、衛生上の指導等)	家庭で赤ちゃんをあずかったり、隣人の看病をしたり、それを補償できる行政の介入を制度化する。急に病気になって付き添いが必要な場合、社会福祉協議会などのボランティア活動を充実させる。	8
障害者が安心して暮らせる町づくり	市民は、高齢者、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。	市民の障害者(特に知的、精神)に対する理解が少ないことを残念に思っている。	8
障害者が安心して暮らせる町づくり	障害者と家族の生活を充実した福祉サービスで市民全体が支えていく町づくりをする	車イスや盲導犬の使用者が安全に暮らせる町は、すべての市民が安心して暮らせる町でもある	8
障害者との共生 (ノーマライゼーション)	市と市民は、障害者と健常者が共に支え合う社会を実現できるように努めるものとする。	障害者が自立をしたいと思っているが、働く場はあまりない、授産施設で得られる賃金はわずかである。 真に障害者が働いて、生活が自立できるような社会にしたい。	9
障害者への福祉	障害児、障害者の人権を認め、確保しなければならない。	車イス申請など手続きがめんどうだったり、個人の成長(障害歴)にあわせて申請できるようにして欲しい。年たっていないので、できませんというのはおかしいのでは？	12
弱者への配慮	財政の健全化を進めるにあたっては障害者や生活保護世帯、母子家庭などに十分に配慮し弱者切り捨てにならないように努めなければならない。	財政の健全化は大切なことだが、弱者切り捨てであってはならない。そんな町には住もうと思わないし、自分もいつかは切り捨てられると思うと移転を考える。(福祉のあつい町に移る)	9
生存権の保障	市は民生委員、保健士、市民ボランティア等と連携し、市民生活の把握に努め、誰もが健康で文化的な生活をおくることができるよう、必要な措置を講じなければならない。	高齢者、障害者、ホームレスの人々が安心して生きていけるような町にしないとイケない。死亡者がでてから対策を講じるようでは遅い。 ホームレスの支援は緊急を要する、予算がないとかいう問題ではなく、人権問題である。	9
バリアフリー	市は老若男女全てが使いやすいユーモアのあるまちづくりを心がける。	アートポリス(?)みたいに、「おもしろいし、使える」建物、施設の建築etcを行い、住みやすく特色ある街並みを目指す。	6
バリアフリーと衛生設備の設置	市は市役所や市民センター、ホール、体育館などの多くの市民が活用する市の施設には障害者、乳幼児が利用するための衛生設備などを設けなければならない。	ユニバーサルデザインをすすめて欲しい。 乳児をだいたお母さんが、安心してトイレにいけるようにしたい。 車椅子の障害者がトイレの心配のため、自由に外出できないのは問題だ(設備)障害者用トイレマップがほしい、コンビニにも広めてもらいたい。	9
病院・産院・・・	市の行政は、市民が医療機関(病院、産院、老人ホーム)への公共交通での交流を円滑にする	病人、子どもを育てる女性、老人の家族が都市生活の中で安心して暮らせる交通手段を確保する。車の渋滞や交通事故のない町にしたい	8

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
福祉	市は、すべての市民に対して福祉を充実させるよう努めなければならない。	すべての市民が熊本市民で良かったと誇りを持てるように充実させるべきである。	2
福祉	市民は単に福祉の充実化を要求するだけでなく、福祉が公平中正に行なわれるよう積極的に要求する義務を負う。	アメリカでも、日本でも福祉の悪用化が云々される現実に鑑み(熊本で言えば、たとえば「さくらカード」の悪用化) そうでないと折角の福祉が崩壊する。	2
福祉	高齢化社会を迎えて、その福祉業務は最大の検討課題になります。老後安心して暮らせる市になる様に。		6
心の平安	青少年の心の不安を解消するため、電話でのピアカウンセリングの放送番組等をマスコミと協同で作製する。	現在、心の不安に対しては、電話相談等が存在するが、電話することの出来ない人のため、番組として放送を流して聞くことで心を癒してほしい。	4
心の平安	健康を医学から切り離すことが大切であり、そのため開かれた保健所を目指す。	健康不安がさらに不健康を作り出しており、現代の医学では何が出来、何が出来ないか、自分でやることは何が必要かの訳がよくわかっていない。	4
(問題を抱えている市民への援助・サポート)		ヘルスプロモーションの手法を取り入れたい	9
(国際交流と(在日)外国人支援)	市と市民は協力して市内に住む外国出身の人々が、出産や病気、事故などで困ったときに支援できるしくみをつくり、外国からきた人が安心して住めるようにする。 また、賃貸住宅へ入居するときなどに不利益をこうむることがないように制度を新設する。	外国から日本の英語教育などのために数多くの外国人が ALT などとしてやってきている。もし健康保険証がないとしたら、ちょっとした病気や事故で何十万の借金をすることになる、これでは日本人として申し訳ない。	9

8 - 教 育

【たたき台文案】

子どもを取り囲む環境の整備は、未来への投資として最優先されるべきであるので、熊本市の子どもが最良の社会環境・教育環境の中で育まれるようなまちづくりを、保護者、学校、地域、市民、市が一体となって、みんなの手で進めていきます。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
教育	教育の一環として森と水の豊かな熊本市を地域教育の中で育むことが大切	地方都市の特徴を青年並びに市民に自覚して貰う。	6
教育	市民及び市は協働して、未来の担い手である子どもが育つ環境の向上、充実に努める。	自覚ある市民として独り立ちできるようになるためにも、教育環境の質に確保は大変重要と考える。	12
教育の充実	市は、市民の教育を受ける権利を妨げないように環境整備する責務を負う。	手段の多様化への対応。 公民館・通信教育・eラーニング	1
教育の充実	市は、すべての市民に対して教育を充実させるよう努めなければならない。市民は、積極的に参加しなければならない。		2
教育の充実		知育、徳育、体育、食育を基本として、人間関係の調整(友達との交際)、礼儀作法、公衆道徳などを通じて人間形成の教育を充実しなければなりません。そのために、優秀な教員の確保と、待遇、研修を計画的に実施する必要があります。海外の教育優良先進事例の研修制度も取り入れる必要があります。	3
教育の充実 (すべての子どもが行き届いた教育を受けられる権利)	学校現場での教員、家庭における保護者、地域住民として、教育の質を高めるべき研修の場を充実させていく。	時代が変化していく中、教育をする側の意識の改革や意思疎通がないと、教育の受ける側への効果が少ないと思います。	3
教育の充実、人づくり	市は、すべての市民に対して教育を充実させるよう努めなければならない。	人づくりは、百年の計にたって行われる必要がある。あらゆる年齢層に対して幅広い教育を充実させなければならない。	2
教育への参加	市民は合理的な手段で平等に教育を受け参加する権利を有する。	市民は誰でも、その時代に応じた教育を受ける権利あるいは参加する権利を有する。例:デジタル・デバイドを防ぐ。	1
教育への参加	熊本市の教育を司る教育委員は、公募公選制によって定める。また教育委員会は熊本市の教育について最高責任を負い、市民の付託に応えなければならない。	形骸化している教育委員会制度は、教育の保守・閉鎖・硬直に対して何もできない。教育委員会制度を生き返らせることが、教育界の固い門戸をこじ開ける方法の一つ	1
教育への参加	市は、住民の教育への積極的な参加を支援しなければならない。	総合学習の時間における児童・学校と地域のより密接な関係を構築するべき。	2

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
教育への参加	市民は、自ら教育に積極的な参加をしなければならない。		2
教育への参加	市民は、教育の内容やシステムに意見を出したり、教育現場に参画したりする等して教育へ積極的に参加していく。	学校教育等、自治体の教育長等が中心となって、個性ある教育が行われている様子をテレビで見ました。公教育といえども、これだけ差のあるものが出てきている昨今、市でも独自に子ども達への教育を充実させていくべきだと思います。	3
教育への参加	市民は、安全な生活環境を守る権利を持つものとする。安全な水、空気、土、食物、住居などを守るために、有害な物質を速やかに除去することのみならず、有害な物質の生産を厳しく規制する権利を有する。教育の持つ意義と力を実感し、一生を通じていろいろな教育の場で、教育を受け、教育をし、教育について深く考えていくものとする。	教育が世の中を変えていくことは誰もが知ることですが、その影響力ももう一度真剣に考え、(最近では、自治体によっていろいろな特色のある学校教育も増えています。)学校教育のみならず、社会教育により、考える市民をふやすことで、生活が向上していくのではないのでしょうか。	3
教育への参加		小、中、高校の学習の場に教員の免許を持たない市民の中から、各教科に適する人材を、ボランティア又は非常勤講師として参加できる制度を創設する必要があります。多様な人材を活用するべきであります。	3
教育への参加	市民は、学校教育に対して自由に発言し、積極的に運営に参加できるようにする。住民の意思によって選出する。	現在、学校評議員制度があるけれど、校長の委嘱任命ということで誰がなっているかわからず、その内容についてまったく不明である。もっとオープンにすべきである。	8
教育への参加		学校の先生にのみおまかせ教育な在り方ではなく、地域住民のみんなで子どもたちを良い方向へ導いていきたいもの。すなわちみんなの手でみんなで育てていきたいもの。	10
(安心して子を産み育てられる町づくり)	市は、男女が働きながら子育てができる環境整備に努め、病児保育、乳児保育、夜間保育など、市民ニーズに応じた保育機関の整備(制度づくり)に努めるものとする。	子育て支援対策は、国の緊急な課題であり、これ以上少子化が進むことは税収の減少、経済のマイナス成長をまねき、重大な損失となる。男女が共に働きながら子育てができる環境を早くつくりたいといけない。整備(設備)資金は将来の投資と同じである。	9
異文化理解	市は教育において国際交流を促進させる	現代社会において外国・異文化の理解は必要不可欠なものとなっている。他者との「違い」を知り、認めることが差別をなくし、平等な社会を築き、世界に向けて広い視野が地域の活性化につながる	8
学校教育に食育教育を採り入れる		現行の知育・徳育・体育に食育を取り入れるべきです。ひとの精神・肉体を形成する食の乱れが、原因とする多くの問題が発生しています、バランスのとれた日本食を、保育園から高校まで食に関する基本となる事項を、教え育てる施策を条例化する必要があります。	3
学校開放と安全確保	学校は地域住民と積極的な交流を図り、地域住民と子どもたちの睦み合いの中で子どもたちの安全が守られ、学びと発達が保障される。	「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」の言葉が自然にかかわせるような地域環境ができれば、学校教育へのかかわりも自然に生まれるのではないかと思います	8

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
(個人の尊厳の確立)	市は、個人の尊厳の確立のために、児童への虐待の防止及び、DVの防止のための措置を講じなければならない。	昨年、500件をこえるDV相談が熊本県になされた。児童への虐待もまだ無くなっていない。 個人の尊厳の確立のため、解決策をとってほしい。	9
子どもが育ちやすい環境づくり		少子高齢化社会の到来により、2050年をピークに、日本の人口は、減少カーブを描くとの予測があります。子供を産み育てやすい環境づくりが求められています。乳幼児の保育施設、保育園、幼稚園の整備充実が必要であります。出産したお母さん、お父さんの育児休業制度(各企業を含む)の充実が求められます。乳幼児の一時預かり制度、子育て支援制度が必要であります。保育士の確保と待遇改善が必要であります。	3
子どもが育ちやすい環境	市は、子供が育ちやすい環境を整えるとともに、市民もそのような環境づくりに積極的に参加する。	子供のすこやかな成長は、保護者、学校、地域が一体となって健全な教育環境づくりを進めることに深く関わっている。	1
子どもが育ちやすい環境	市民は安全で住みよい環境を求める権利がある。	携帯電話のアンテナ設置が規制されていない現在、住民は電波による健康被害が心配なので、安全で住みよい環境を求める権利が侵害されている。	10
子どもが育ちやすい環境	子どもが育ちやすい環境を確保するために、子どもが交流しやすい場を提供する。	住宅地の道路に車が入り込み、子どもの遊び場を奪ってしまっている。住宅地内の道路への車の進入抑制すべきである。	10
子どもが育ちやすい環境	青少年の健全育成にまちぐるみで取り組む。	子どもは、たくさんのかかわりの中で育てられるものであり、家庭のみならず、地域で見守ることが重要。	11
子どもが育ちやすい環境	受け継いできた自然環境は、平素のチェックを重ね、子供が育ちやすい状況で、より良く後世に伝えねばならない。	未来をつくる子供に対する「今生きて住んでいる」我々の残す最大のものは自然環境をおいてなく、人づくりの基本と思う。	11
子どもが育ちやすい環境	市民及び市は、健康で健全な子どもの育成に努めなければならない。	子どもの健全育成のために安全確保のための歩道、歩道橋の整備やコンビニ、本屋店頭での有害雑誌の規制が必要だと思う。	12
子どもが育ちやすい環境	子どもたちが健やかに成長する(社会)教育の場所(学校以外)の提供が図らねばならない。	地域の住民との交流を密に(老人会とか、挨拶運動に参加したり)町内体育会等を通じてせめて隣保組だけでも、どここの子供さんの存在がわかるようにすれば、地域社会の勉強が必然的にできるのではないかな。	13
子どもたちへの市民教育		昔の人は言いました、「三つ子の魂、百まで」と。幼児期から、熊本の歴史、特徴などの市民らしさを教え、伝える必要があります。そのためのカリキュラム、教材、資料等を編集、作成し、配布して、徳育の副教材として活用できるように教師の理解と教育を求める必要があります。	3
子どもたちへの市民教育	学校で子どもたちに定期的に地域と協力して、まちづくり教育の実施を義務化する。	各校区でまちづくりに子どものときから参加する意識を持ってもらう目的で実施する。問題点を子どもの視点でもチェックできる。また彼らの意見をくみ上げること、実現を示すことが大事。	10
子どもへの福祉	市民及び市は、健康で健全な子どもの育成に努めなければならない。	高齢者福祉に重きをおいたために子どもを大切にしない社会になった。子育て年代の生活は厳しく予防注射もしてやれないのが現状だ。市、市民の補助が必要だ。	12
子ども達への市民教育	行政と自治会は、熊本市民としての自覚と誇りを持たせるための手立てを講じなければならない。	自主的、自治的な市民の育成は、学校教育と一体となって進めるべきだと思う。習慣形成が大事である。	8

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
社会教育の充実		公民館、女性組織、青少年組織などにおける学習、研修活動の活性化を求める必要があります。それに要する教材、資料、カリキュラム等を編集、作成して提供するべきであります。市民の教養、知識、技能などのレベルアップ計画の策定と実践により、まちづくり運動に積極的に参加する市民の増加を図る必要があります。	3
社会教育の充実	挨拶からはじまる社会教育に、市民みんなで積極的に取り組んでいく。	挨拶から始めよう。簡単なことが一番難しく、はじめに市の職員の方々から、必ず市民一人一人に挨拶から仕事にかかること。そこからが第一歩だと思います。	7
社会教育の充実	市民のための学習の機会と場を行政は積極的に設けなければならない。市民は自治会に組織を作る。	自治会は月1回開かれているけれども、市民の啓発活動としての研修の場はない。市民が自主的に参加するような学習の場が必要である。	8
社会教育の充実	市は社会教育の充実のため人及び物の拡充を図らなければならない。	公民館の教室、ホールが少ないためやりたい講座が出来ない。また部屋の料金が、午前、午後、夜の大枠で決められており、5hのうち2hしか使わないのに5h分支払っている。時間単位の料金にならないか。	12
すべての子どもが行き届いた教育を受けられる権利	市民は、個に応じた数種類の、教育が受けられるものとする。	不登校の子や障害のある子など、その子の特性に合わせた教育を選べ、1人1人が人生に希望を持ち、生き生きとして教育が受けられることを希望します。	3
全ての子どもが行き届いた教育を受けられる権利	()は、教育を受ける権利に基づき、子どものおかれた状況に応じた対応と環境の整備をしなければならない。	障害のある子ども、病気の子とも、不登校の子どもそれぞれの置かれた環境に関係なく、市民として平等に教育を受けることができる環境と条件を作って欲しい。	3
全ての子どもが行き届いた教育を受けられる権利	学校現場での教員、家庭における保護者、地域住民として、教育の質を高めるべき研修の場を充実させていく。	時代が変化していく中、教育をする側の意識の改革や意思疎通がないと、教育を受ける側への効果が少ないと思います。	3
知徳体食の4つの育を大切に する	家庭・学校・地位・事業所・行政とともにこの4つの育を考え、(以下、未記入)		3
中学生、高校生、青年が 集える場を設置する。	市は、中、高生、子ども、青年が健全に育つために集い学ぶ場所の確保につとめなければならない。	子育ての分野は、幼児中心になりがちで、少年、中学生高校生の集う場はまったく無いのが現状です。先進都市に学びながら、たとえば東京「ゆう杉並」のように、計画段階から子どもたちの意見を取り入れ、運営も、委員は子どもと大人で運営する。	3
中高生や子ども、青年が集える 場を設置する	市は、中高生、子ども、青年が健全に育つための集い学ぶ場所を確保するため、先進都市に学びながら、作っていかねばならない。	子育ての分野はおもに幼児中心になりがちですが、中学生や高校生の集う場が無いのが現実です。コンビニの前に座り込まなくて良いような場をつくってほしい。例えば東京の「ゆう杉並」のような	3
中高生や子ども、青年が集える 場を設置する		学習の設定の場	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
特別支援学習の充実	障害のあるなしに関係なく、市は子どもに適切な教育を受けさせる義務がある。 障害を持つ子ども学校の普通学級で学ぶことができるよう、市は教職員または市民ボランティアを加配するよう努めなければならない。また、市立保育所等で障害をもった子の受け入れを拒否してはならない。	LDの児童が、30人に1人くらいの割合で生まれる。見た目は同じようでも、学習に障害(ハードル)がある子が確かにいる。その子たちは教室でほったらかしにされている。職員やボランティアの加配がないと教育の保障ができない。	9
人づくり	熊本市の子どもは最良の社会環境・教育環境の中で育まれる。	子どもを取り囲む環境の整備は、未来への投資として最優先されるべきである。社会的環境の浄化や、学校教育現場への更に手厚い援護。おとなの都合より「子どものため」が優先される熊本市でありたい。	1
人づくり		人間社会の構成員は、人であり、多くの人びとの良し悪しが、社会の安定、発展のカギを握るものです。行政組織の構成単位である家庭、個人の人格形成は、最重要課題であります。 「人づくりなくして、まちづくりなし」と断言できるでしょう！ 教育基本法、学校教育法等の関連法が整備され、予算もつけられています。システムは、完成していますが、根本である理念(哲学)が、十分とは言えません。家庭教育(躾を中心として)、学校教育、社会教育等の生涯教育に、日本人らしさを育てる内容がありません。日本古来の洵風美俗は、失われようとしています。犯罪の低年齢化は、そのあかしの一つの現象と言えるでしょう。とりわけ、公衆道徳(モラル)の低下は、目に余るものがあります。熊本市民らしさを教え、伝えるに必要な条例の制定と実践が必要であります。 学校教育法 現行の教育体系は、知育、徳育、体育を、3本柱としています。しかし、人びとの肉体、精神を形成し、人格者として成人する基本は、食事であります。食事の歪みは、精神、肉体の歪みにつながります。日本の現代の社会の病状は、食源病であるという学者もいます。日本の気候風土に適合し、生産された食品をバランスよく食べることによって、日本人らしさ、市民らしさを身につけた成人が育つものであります。国は、食育の大切さを認識し、食育基本法を制定する方向で検討しています。熊本市民となる保育園、幼稚園、小、中、高校の各段階に応じた食育を、教育体系の一貫とし、4本柱の教育とすることが肝要であります。安全、安心の食品で、身土不二、地産地消を基本とするべきであります。	3
人づくり	社会参加をすることに依り、生き生き市民を目指す(生涯学習)シニア層の為の施設作りを実現するよう努力されなければならない。	さまざまなグループの誕生支援、環境、シニアの生きがいつくりが、まだまだ必要に思う。	13

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
人づくりの充実強化		最近の社会現象は、戦前の洵風美俗を否定するような姿が現れおかしくなっています。犯罪の増加、モラルの低下、人間関係のトラブルの増加は目に余るものがあります。人格形成が不十分なことの証明であります。学校教育、家庭教育、社会教育の内容を再検討し、健全な市民づくりの政策を充実強化する必要があります。	3
	子供達への市民教育	子供の頃から自分達が市民なのだ意識することによってよりよい地域社会をつくっていけるのではと思います	4
文化のまちづくり	市は、市民のための文化のまちづくりを推進する。	自己実現、アイデンティティの確立が一人ひとりの生きがいにつながり、文化となる。文化は、いわば真のコミュニケーションである。	1
文化的なまちづくり		老若男女が生き生きと輝くまちづくりを目指す為に、心の糧となる文化的なまちおこしを願いたい。	3
文化的なまちづくり	市民が文化的な暮らしのできるまちづくりをする。	海外のいろいろな国の生活を見ると、日本はまだまだ文化的な生活をしているとは言い難いと言われる。もっと市民が文化に親しめる環境や制度を整えていければよい。	3
文化的なまちづくり	市は熊本城復元建造物を含む、公共施設、公園広場を積極的に提供し、(有料も含む)文化芸術復興を支援する。	巨額を投じた復元建造物を、室内楽、和楽、民謡などの各種文化的催しに活用でき、今や全国的に認知度の高い宮崎市の”みやざき音楽祭”を例に、観光の目玉的イベントがあればと思う。	3
文化的なまちづくり	熊本市は全市をあげて「市民が健康で文化的で、かつ安全で安心して暮らせる、まちづくりに取り組まなければならない。」 「健康で文化的かつ安全で安心して暮らせる」まちづくりを実現するためには、市民の一人一人が市民の一員として、また、地球社会の一員としてそれぞれの役割と責任を担い、積極的に貢献しなければならない。	世相が反映して、いろいろな犯罪が多発して(自然災害を含む)いる今日では健康で文化的なことはもっともですが、「安全で安心」できる環境が最重要と思います。問題が大きく1条や2条で解決できないとは思いますが。	3
文化的なまちづくり	若者が安心して住める町を作ることにつとめる。	今の社会は、夢や希望の持てる世の中ではないからか、若者の態度、行動を見ていると、怖さを感じられます。町や、地域に若者がとけ込める場を作ることも考えられるのではないか。	3

8 - 環境の保全

【たたき台文案】

美しい地下水や緑などの豊かな自然、また熊本城をはじめとする歴史的な財産などを次世代に残るようなまちづくりを、市民と市が協働して行い、開発等が行われる際には、そういった環境がこわされないよう周辺に配慮した計画、実施が行われるよう努めることとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
環境	市民・事業者は、熊本市で生活・活動をする上で、環境に対して意識を持って生活をするように努める。	環境を守ることは、熊本の自然・地下水を守ることに繋がっている。一人一人が環境に対する意識と知識を身につける機会をつくって欲しいと思う。	1
環境	市は、環境権を保障し、住みやすいまちづくりに努めることとする。	環境権というキーワードを入れ、これを権利として認め、これを保障する義務を負うこととする。	2
環境	安全で安心して暮らせる生活環境を目指す為の努力	折角素晴らしい環境に恵まれている熊本市を次世代にも伝えて守っていくべきです。	6
環境	市は、環境教育(親水、地下水)をする 市民は、環境を汚染しないことを決意する	熊本の水、緑、山、海の現状を勉強する。現場での経験(土、日曜1泊)	8
環境	良好な環境を未来(次世代)へ残す義務がある。	今の生活(大量生産、大量消費)の社会システム(経済)を変えるべきだ。消費者、事業者、行政共に利権性追及の現況では未来がない。	13
環境に対する配慮	1.市民及び事業者が、建設、造成、事業等を行う際、周辺環境に配慮して計画、実施を行わなければならない。	市民ひとりひとりが、環境に関心を持ち、熊本の豊かな自然と水を守りたいと思っています。	7
	2.行政は、公共事業を計画、実施する際、周辺環境に与える影響を十分に調整・検討し、その結果を情報公開して、住民の理解を得なければならない。	公共事業にあたっては、市民の立場、健康に配慮した計画～工事実施して欲しいと思います。	7
環境に対する配慮	1.市が行う公共事業・開発事業等に伴う土地の形状の変更、建築物の建設等、工作物の新設等の事業を行う場合は、環境に負荷を与え、人間の健康、自然環境、周辺の生活環境等への大きな影響を及ぼすおそれがあり、一度破壊されると復元が困難である。そのため、その構想・計画及び及び事業実施にあたり十分な環境への調査を行う必要がある。	公共事業等開発事業等に伴う土地の形状の変更等により、環境に負荷を与え、人間の健康自然環境、周辺の生活環境等への大きな影響を及ぼすおそれがあり、一度破壊されると復元が困難である。	7

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
構想段階での環境影響調査	<p>1 早期段階での環境影響調査</p> <p>1)対象事業を計画・実施する部局等の長(以下「事業部局長」という。)は、環境保全局長に対し、対象事業の概要を示す書類を提出するものとする。</p> <p>2)前号に規定する事業概要に係る書類の提出時期は、計画地の選定、ルートを選定等事業構想の検討を行う時期とする。</p>		7
	<p>2 環境情報の提供</p> <p>事業部局長より前項第1号に規定する書類の提出があった場合、環境保全局長は対象事業について当該事業部局長に対し、環境に係る情報の提供を行うものとする。</p>		7
環境調書の作成等	<p>1 環境調書の作成</p> <p>1)事業部局長は別に定める公共事業等環境影響調査技術指針に基づき、対象事業について、環境調書を作成し、環境保全局長に提出するものとする。</p> <p>2)前号に規定する環境調書の作成時期は、事業計画の決定の前であって、環境影響調査の内容が適正に定められる時期とする。</p> <p>3)事業部局長は環境調書の作成にあたり、必要に応じ、環境影響調査専門委員の助言を受けることができる。</p> <p>4)事業部局長は、環境調書の作成にあたり、全ての事業の環境影響調査を実施するものとする。</p> <p>5)事業部局長は、本条第1項第1号に定める環境調書の提出時点で、対象事業の特性等により、一部環境影響調査にかかる措置が明らかになった時点で、その項目についての環境調書を作成し、環境保全局長に提出するものとする。</p>		7
	<p>2 環境保全局長の意見</p> <p>1)環境保全局長は、前条第一項第一号に規定する環境調書の提出を受けたときは、事業部局長に対し、環境影響調査の見地からの意見を述べるものとする。</p> <p>2)環境保全局長は、前号に規定する意見を述べるときは、環境専門委員と公募市民・関係地域住民委員等から構成する熊本市環境影響審査会を公開の場で開催し、審査意見を求め、その意見を事業部局長に伝えるものとする。</p>		7
環境影響調査の実施	<p>事業部局長は、決定した環境影響調査措置に従い、環境影響調査に努めて事業を実施するものとする。</p>		7

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
適用除外	対象事業が、国の環境影響評価実施要綱(昭和59年閣議決定)及び法律等に基づき、環境影響評価を実施する事業に該当する場合は、この環境影響調査要綱の規定(第24条の規定を除く)は適用しない。		7
環境影響審査会	全ての熊本市公共事業等の施行前には、環境影響審査会を都市計画審議会開催前に義務付け、その両委員構成には、市民協働を原則とし、公募市民を該当地域市民半数以上参加させるものとする。		7
環境保護や健康を守る…	環境保護や市民の健康のための商取引や農業生産は、国の基準に従って、市行政は、これを優先的に保護育成する。	完全無農薬優位栽培の農産物や障害者の製作した商品など広報やホームページで紹介して市民への情報を助けることも必要	8
熊本市環境保全都市宣言等の尊重	熊本市環境保全都市宣言、熊本市「森の都」都市宣言等の環境理念を尊重し、自然や緑を最大限に活かした児童教育施設の整備を図るとともに、児童の安全確保に最高の整備に努める。		7
(グリーンコンシューマーの推進) 環境?	市はあらゆる部署で、環境に負荷をかけない物品を購入するよう努力する。		9
グローバルな環境	市民は、その生活の場である環境を、子孫に受け渡していくことの責任を自覚し、荒廃を食い止めるために必要な事項をよく考え合い、速やかに、きちんとした規制と罰則を設け、環境を真剣に守っていくものとする。	環境の悪化は、日を迫うごとに加速しているようです。欧州の国々に比べると、数十年遅れているといわれます。すぐにでも改善すべきことが、山積しているようです。	3
(自然環境の保全)	市および市民は熊本にある豊かな自然環境の保全に努めこわすことなく、次の世代まで残していけるよう努めるものとする。		9
自然を楽しむもの全ての連携	自然を愛する子どもからお年寄りまで全ての人が、豊かな自然を楽しめるような環境をつくらなければならない。	以前、森の都と言われた熊本も、このところ、森や林など緑が少ないように思われます。公園にも植樹や花をたくさんほしい。緑のある心配りを。	4
	(市は環境権を保障し、住みやすいまちづくりに努めることとする。) 市民も日常生活のあらゆる面において積極的にそれに協力する義務を負う。	たとえば、排気ガスを減らすためのマイカー自制や喫煙者の自制など、普段可能な限りの環境浄化に協力することが必要であろう。	2
(追記) 景観ウォッチャーシステム	景観ウォッチャーを各地域に置くことで環境悪化の予防を図る。	新しい建築や施設ができる場合や、古い建物や環境(木が切られてしまうなど)の変化が、環境悪化となる以前に、環境に意識のある市民の代表(地域の代表)が、それらの行為に立ち会うことで悪化を予防。	10
森の都と歴史を知る		森の都としての成り立ち及び熊本の歴史を分かりやすいパンフレット等を作成する必要があります。このパンフは、本庁、支所、市の施設、各組織、市内の観光業者等に配布し、誰にでも気軽に読めるようにするべきであります。各組織の学習会などでの利用、活用を呼びかけ、多くの市民が、森の都とその歴史を知り、PR活動に資することが求められています。	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
森の都と歴史を知る	熊本城を熊本市のシンボルになるように市民も努力しなければならない。	熊本城が新しく生まれ変わるので散策の場に利用してほしいし、活用してほしい。	4
森の都と歴史を知る	市は地域の歴史を普及する施策を行うと共に市民は協働して施策を徹底する必要がある。	遺跡の説明板は大分整備されて来ているが未だ説明板(解説板)がない所が多い。一人で廻っても納得できるようにして欲しい。	12
森の都と歴史を知る。 (3 項の「文化のまちづくり」にも関連)	われら熊本市民は、郷土の自然と歴史を誇りとし、これを保持し、後世に残す努力を惜しまない。	環境保全や地域文化の伝承・振興を全市民的取り組みとして進めるには、プライドと愛着がキーワードと思う。	1
歴史的環境の尊重		NHKで放映の「武蔵」のことを子どもたちに尋ねたところ知っている子どもはいない。それはなぜ、これは大人たちの大きな責任です。学校教育、地域社会の人たちで指導、それと設備がほしいもの。	10
歴史的環境の尊重	豊かな資源である自然、歴史的財産を大切に保存、継承しなければならない。	熊本城等、市内に現存する歴史的な建造物や史実を後世に残してゆかなければならない。	11
歴史的環境の尊重	市民及び市は、市民の共有財産である歴史的環境を尊重し、その継承に努力する。	地域の歴史を伝えるはずのものである。歴史的建造物等がどんどん失われている現状は嘆かわしい。よりよい景観形成のためにもスクラップ&ビルドは改める時代になっていると考える。	12
歴史的町並み等の保全	歴史的町並みの保全、名所旧跡の掘り起こしと保護、森と緑の保全を図り、歴史的景観・風致地区の保護等先人の努力で残した自然を次の世代に大切に、引き継がなければならない。		7

8 - 都市の整備

【たたき台文案】

ライフラインの整備が整うなどした災害に強い都市、犯罪が少なく治安の良い都市、そういった安全で安心して暮らせる都市を目指し、市、事業者、PTA、各家庭、市民が一体となり、取り組んでいきます。

市は、歩行者や自転車に乗る人が安全に通行できるような道路整備や公共交通網の充実を図るなど、交通に関しての都市の整備を図るよう努めるものとし、市民は、道路は自分一人のものではないことを自覚し、他の人に迷惑をかけないように努めることとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
安全	安心で安全な生活環境づくりに市民参加	世界一安全な神話が崩れつつある。	6
安全で安心して暮らせる環境の整備	災害(風水害等)に強いライフラインの整備促進(電線・通信回路などの地中化と電柱の撤去)	皆さんは長期且つ広域に停電した場合のことを考えたことがありますか？ イ、生鮮食品調達・保管不能、断水、入浴不能 ロ、テレビなど情報入手手段の途絶等即住民生活に与える影響大(不知火町災害被災者談)	3
安全で安心して暮らせる環境の整備	イ、広告塔・ネオン塔、看板、旗類、標識などの規格基準(大きさ等)の設定と徹底した行政指導 ロ、上記設置者の安全点検義務化と被害補償の制度化	イ、野放し状態の広告媒体物は、台風・地震または老朽化による落下事故は危険性大。正に人災といえる。 ロ、通行の妨げになる場合が多く、特に視覚障害者や高齢者への危険性、車両運転の際の見通し困難多い。 ハ、電柱と共に景観を損なっている。	3
安全で安心して暮らせる環境の整備	イ、歩道、生活道の整備と防犯灯増設による安全確保。 ロ、特定日以外の路上はみ出しセール、違法広告、立て看板類の行政指導の強化と罰則適用。	イ、歩道の真ん中を穴明き蓋の下水溝(雨水?)が走り凸凹も激しく劣悪な道路多い。UD推進の実行。 ロ、若者に駐輪違反を問う前に、大人が違反していませんか？	3
安全で安心して暮らせる環境の整備	イ、熊本城域に都心部大規模公園化(プール、合同庁舎跡地他) ロ、公園の整備(花壇、噴水、遊具設置など) ハ、街路の植花 ニ、市民ボランティアの協力、活用	都心部に大型公園のない熊本に実現させたい夢 欧米の各都市は城や宮殿の敷地を公園として開放し、デザイン化された花壇、仕掛噴水、落葉樹の森、子供の遊具施設、カフェなど、設備が整い文字どおり市民の憩いの場になっている。	3

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
安全な生活環境を守る権利		人は、安全で、快適に生活できる環境の整備を求めています。 (1)今、学校の安全を脅かす事件が発生しています。外部からの不審者の侵入防止措置と、不審者が侵入したときに生徒を守る方法の具体策が求められます。 又、学校における体罰、セクハラ等の予防措置が必要であります。 (2)地域にあっては、交通事故等のアクシデントに向き合っており、生活しています。これらの安全な生活環境を守り、確保するのに必要なハード、ソフトの両面からの整備を求めます。	3
安全な生活環境を守る権利	市民は、安全な生活環境を守る権利を持つものとする。安全な水、空気、土、食物、住居などを守るために、有害な物質を速やかに除去することのみならず、有害な物質の生産を厳しく規制する権利を有する。	安全な環境を守っていくためには、まず、有害なものを知ること、そして、それが環境に広がる前の、その有害となる物質の生産段階で阻止する方が広がった害を除くより、費用も、労力も、被害も少なくすむ。	3
安全な生活環境を守る権利	市民は安全でしかも安心できる生活を営む全ての権利を有し、全ての生活環境において、その権利を主張することができる。		13
安全に暮らせる権利	自分達の地域を自らで守る自警団組織を発足し、自治体・PTA・各家庭一体となり、防犯に取り組む。	全国的に凶悪な犯罪が多発する中において、安全で安心して暮らせる治安の良いまちづくりを目指す。自ら地域の治安を守る取り組みに参加することで、地域へのかかわり、連帯感も生まれる。	11
交通行政の強化	市は市民の社会参加を積極的に支援するため、公共交通の推進を図らなければならない。	市民はマイカーを所有し、高負担をしながら日常生活を過ごしている。これを軽減し、住み良い社会をつくるために、公共交通を輸送手段として強化し、利用しやすいものにする。	1
交通行政の強化		小・中校生の登・下校時の交通整理、大規模イベント開催時の交通整理、防災等の対応に不十分な面があります。交通指導員の養成・確保と増員、処遇等の配慮を行い、交通行政強化の必要があります。 なお、市道の未整備路線の整備、標識の点検、穴ボコの補修、拡幅等が必要であります。	3
交通行政の強化	行政は、自転車に乗る人が安全で安心して通行できるような道路整備を行わなければならない。	車道ばかりで自転車が通る道路がないので	4
交通行政の強化	道路通行中の携帯電話の使用禁止令	一般道路は、車道、歩道にしても自分一人のものではなく、使用させてもらっていることを考えれば、自ずと他の人に迷惑をかけてはいけないと考えるのではと思います。	4
交通行政の強化	十分な歩道を確保するため、一方通行をもっと多用し、歩行者の安全に努める。	幅6m以下で多量の交通量のある道路は、子ども、自転車等にとって非常に危険である。	4
交通行政の強化	熊本市は、観光立市をめざして、熊本駅・市内の観光ルートを公共交通(電車・バス)の整備をする。「きてよかった熊本」を実現させる。	観光客につらい思いをさせない「熊本市」にしよう。重い荷物をもって動きやすい町づくり	8
交通行政の強化	公共交通の利用促進のために、常に交通状況を把握し、改善に努める。	熊本市の公共交通経路や道路の使用 방법에改善の余地がある。例えば57号線(東バイパス)を走るバスが少ない。外環路線みたいなものがほしい。	10

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
公園の整備、管理		公園は、かなり整備されてきましたが、未整備地区があります。未整備地区は、財政状況の許す範囲で整備するべきであります。整備にあたっては、その地域の住民の協力により、地元負担を求めることが必要でしょう。(候補土地の無償提供又は低価格の譲渡、或いは、建設費の一部負担等) 管理は、直接管理はさけて、地元公園愛護会を設置し、育成して、全面委託するシステムとするのが賢明な策と言えるでしょう。年に1回は、愛護会から、管理の要点、問題点等のレポートを求めようとするべきでしょう。	3
公園の整備・運営	熊本市は、市民の広場として校区ごとに公園を設置しなければならない。	交通網の発達に伴い、子どもや老人が安全で安心して遊べる広場、または「ふれあい」の場が極めてすくなくなっているため、校区ごとに公園を設置して欲しい。	3
公園条例	公園の施設、運営	数回のヨーロッパ旅行で感じたことは、公園や街路に花壇が多い。公園は、花壇、噴水、落葉樹、ベンチ、屋外ステージ、遊具施設がある。チェスの大会も行われ憩いの場となっている。	3
公共交通	公共交通網を整備し、市民の足としての利便性を高める。	エリア定期券のような新しい制度を導入する。	1
公共交通	市は、市民の社会参加を積極的に支援するため、公共交通への財政支出を拡大する。	市民は、社会参加の方法としてマイカーを利用するよう方向付けられているが、これが個人の費用負担増及び車の増加による社会環境悪化をきたしている。従って、改善方法として公共交通を積極的に促進し、改善を図ることが必要である。	1
公共交通	自分達のまちをよくするためには、車、バイク、自転車等の交通ルール、マナーを尊重しなければならない。	相手の立場、思いやり(譲り合いの精神)を持って行動すれば、互いに尊重し、規則をもってすれば、事故も少なくなると信じます。	4
公共交通	市は、使いやすい公共交通を常に模索し、収益性と必要性のバランスを	皆が使う(使いたい)公共交通を考えて欲しい。 でも、生活に必要なライン(乗る人が少なくとも)も残してほしい。 のバランスをよく考えて、使いたくなる公共交通を目指す。	6
公共交通	市民は、努めて公共交通機関を利用する。	市内の交通混雑の解消や、エネルギー(省エネ)効率的にも、公共交通機関の利用が有利である。	10
公共交通(交通行政の強化)		運転中にケイタイ電話をしない。交通事故につながるケイタイ電話者には罰則を課する事をお願いします。	10
公共交通の充実	市民及び市は、地球環境保護・住環境保護向上のため、公共交通の充実のために努力する。 (市中心部には自家用車の乗入れを規制する)	市中心部の交通混雑の緩和、汚染物質排出を削減し、これからの地球環境のためにも、市民にとって利便性の高い、魅力ある公共交通の充実が急務と考える。	12
公共交通の充実	公共交通の充実のために市民参加による交通行政の強化がなされなければならない。	市中心部に重点を置いた現在の交通網を見直して、市周辺部住民・利用者の利便性を重視した公共交通体系を組み立てたい。そのための協議会に最初から利用者を参加させてもらいたい。	12

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
公共事業に対する市民意見書の審議等	熊本市公共事業に対する都市計画・環境影響の市民意見書に対しても、速やかに、公正に公開の場で十分な時間的余裕を持って審議し、議事録は一般に公開する。		7
公共事業等環境影響調査の実施	公共事業等環境影響調査の実施に際しては、環境影響技術指針を制定し、その指針に従って実施するものとする。		7
自動車のための道か……	市の行政は、現存する街路や住宅と共存する公共交通網の充実を図り、すべての市民の安全な歩行を実現する	建設費用に多くの予算を費やすより、交通規制や歩行者天国の時間制の実現で、交通網は整備され、生活しやすくなると思う	8
(地場企業、産業の育成)	公共事業はなるべく小さく分け、地元企業に発注できるような制度をつくる。		9
(地産地消の推進)	市の産業を育成するために、地元の産物を購入・利用するよう努力しなければならない。	学校給食	9
独自の交通条例制定	市は、市電の再編、路線の延長をする 市民は、市電を利用する	交通渋滞、不便、バリアフリー	8
独自の交通条例制定	地域ごとに交通規制を見直し、渋滞の解消・安全の確保につとめる。	学校週5日制で土曜日が休みなのにスクールゾーンで通行が規制されている道路の見直しなど、もっとスムーズに通行できる方法が各地域であるように思う。	11
犯罪防止義務	事業者は、事業を行うにあたり、その活動が犯罪につながらないようにあらゆる手段をとる義務を有する。	事業者が利益のみを目標に活動することなく、広く市民にとっても利益になるような活動を行わないと、結局は自分の首を絞めることになる。	8
犯罪防止義務	市は、観光立市を目指すのであれば、接客業(サービス業)従事者の犯罪防止のための具体的措置を義務付ける	タクシーの乗務員のための防御壁をつくることや、女性の深夜業務など、市民の安全にもっと敏感になってほしいと思う	8
(防犯対策)	市および市民は犯罪の防止、予防のためお互いに協力しあう活動を増やし単身高齢者や子どもが詐欺や犯罪にまきこまれることのないよう努めるものとする。	高齢者が高価な商品を買わされたり、090 金融にひっかかったり、投資商法にひっかかったりしている、なんとかならないものかと思う。	9
道にゆとりを……	住民にやさしい道路環境づくりにユニバーサルデザインを取り入れ、道にゆとりを持たせた道づくりを目指す。	車中心の道づくりから、歩く人中心の道づくりにしていくべきである。道はまちづくりの中心である。移動のための道づくりになっている。	10
道にゆとりを……	新たに道をつくる場合、部分的にでも幅員にゆとりを持った道路とするように努める。	車社会の今日、4m道路は狭く、危険がいっぱい。数10mごとでよいが、幅員(L=4m程度)が広い場所があれば、ほっとひといきできる。(広く長すぎれば車がとめてしまう)	10
	公共交通、交通ルールの規制	近年、熊本は車社会に於いて他県からマナーが悪いという事を度々聞く。なるほど自分も実感として応々に有ります	4
	特に、熊本市施行の公共事業については、「公共事業等景観形成指針配慮要綱・技術指針に則り、最大の配慮を払う。		7

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
	この条例の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条規定による災害復旧事業及び災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする事業並びに災害の復旧又は防止のために緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。		7
関係他条例の法理念の遵守	全ての熊本市公共事業等の施行にあたっては、更に熊本市都市景観条例、風致地区規制条例等の法理念を遵法するものとする。		7



9 国及び地方公共団体との協力

9 - 国及び地方公共団体との協力

【たたき台文案】

市は、共通の課題を解決するため、国、県その他の自治体や外国の自治体と相互に連携を図るものとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
国及び他の地方公共団体との協力	市は共通する課題を解決するため、国、県及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。	市単体のみで解決出来ない事項も存在する可能性がある。その際の市としての解決姿勢を明確にしておくべきだと考える。また他の団体の主権も尊重すべきである。	12
参加及び協働の原則	市は、他の自治体、機関、国及び外国との広域的連携を進め、行政施策に反映する。	自己満足の防止	1

9 - 近隣自治体との連携

【たたき台文案】

市は、近隣自治体と連携を図り各分野で近隣の自治体の住民が安心して快適な生活環境を営むことができるよう努めることとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
近隣自治体との連携	市は、近隣自治体と連携を図り、教育、衛生及び消防等の地域に密接な各分野で、相互の住民が安心して快適な生活環境を営むことができるための施策の充実に努めなければならない。	道一本隔てただけで、学校が、消防が、下水道が別々に行われている。自治体の枠にとらわれず住民の利便第一に行政が行われるべきである。	13



10 条例の位置付け

10 - 条例の位置付け

【たたき台文案】

この条例は、市民が参画した市民会議の皆でつくったものなので、市が定める最高かつ基本となる規範とし、他の条例、規則、要綱等の制定改廃に際しては、この条例の理念を遵守するものとします。

カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
条例の位置付け	この条例は、市の運営について定める最高規範であり、市民等及び市は、それらが行う全ての事業の立案及び実施に於いてこの条例の主旨を尊重し、整合性を図らなければならない。	既存条例の内容との整合性も勘案する必要があるのでは...	1
条例の位置付け	この条例は、市政の基本条項について、市が定める最高かつ基本となる規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。	この条例は、市民が参画した市民会議において、英知を集めて作成したものである。市民の発意を基本としたルールを、他の条例の基本にして、全条例の見直しが必要である。	3
条例の位置付け		この条例は、現有の各セクションごとの行政事務の処理に必要な各条例の基本となるものであります。この条例を基本として、各条例との整合性をチェックし、修正、変更して、全体像をまとめあげる措置が必要であります。	3
条例の位置付け	この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。	自治を行おうとの覚悟発露である！	12
条例の見直し	この条例の改正は、市民等、市又は市議会が発議し、市民に提案して住民投票により承認を得なければならない。	社会構造の変革に即応する必要がある住民投票については、運用の細部について熟考の要有り。	1
条例の見直し	条例改正の承認を得たときは、市長は市民の名で、直ちにこれを公布する。		1
尊重義務	市長は、市民の信託に対応する為に、市政の長として、この条例理念を顕在化し推進する為、公正・誠実に市政の効率的執行に当たるよう努めること。	市政の執行には様々の難関が生じるであろう。その中で、この条例理念を旨として効率的に推進すれば、市民の信託は開かれるだろう。	13
	基本条例をもとに行政基本条例など体系化する	住民の視点に立った、各種基本条例を制定する必要がある。	9



カードの言葉	条例文案	条文に込める思い	班
附則	この条例は、平成 年 月 日より施行する。	条例の施行を、内外に確認の意味有り。	13
(見直し条項)		他の条例・条文との整合性を図りつつ、4年以内に見直しを行っていく	9
4年ごとの見直し	条例施行後、4年毎にこの条例が本市にとって相応しく恒久性のあるものかを検討するものとする。	時代の流れが急速に変化してゆく現代故に、それに沿う条例であるべきだろう。	13
4年ごとの見直し	市は、前項の規定による検討結果を踏まえ見直し等生じれば、必要な措置を講ずるものとする。	市政のあるべき姿が、市民のものであることを銘記すべきであろう。	13